

【公募説明会資料】

平成26年度補正予算

地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等推進事業費補助金
(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)

平成27年3月

一般社団法人 都市ガス振興センター

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以降センター）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

センターの補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付規程、公募説明会資料、パンフレット等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分理解ください。
2. センターに提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・ 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・ 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（平成28年3月4日まで）に対価の支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。補助事業を構成する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・ 費用の支払方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続きを行って下さい。（手形、割賦、相殺等は認められません。）
- ・ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんので注意下さい。
- ・ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）の利用を推奨します。

目 次

1.	事業の趣旨	3
2.	事業の内容	3
3.	交付の要件	7
4.	事業の実施スキーム	9
5.	事業の実施スケジュール	9
6.	補助事業制度の手続き	10
7.	補助事業の申請、実施における注意事項	12
8.	補助事業申請に係る提出書類	17
9.	書類提出方法及び申請先	20
10.	別紙参照資料	
	(別紙①) 特定設備の要件	21
	(別紙②) 添付資料3.(5)「特定設備に関する特記事項」の詳細	23
	(別紙③) 添付資料6.(3)「実施のための手続き状況」の記載内容	26
	(別紙④) 省エネルギー量、省エネルギー率の考え方	29
	(別紙⑤) 省エネルギー計算シート(記入例)	35
	(別紙⑥) 各種契約の取扱い	45
	(別紙⑦-1) 交付申請書、別紙	48
	(別紙⑦-2) 実施計画書	51
	(別紙⑧) 設置先及び使用者表	54
	(別紙⑨) 特定設備の仕様確認表	55
	(別紙⑩) 発注計画書(記入例)	56
	(別紙⑪) 見積依頼書(記入例)	57
	(別紙⑫) 見積書(記入例)	58
	(別紙⑬) 申請金額整理表(記入例)	59
	(別紙⑭) 発注先選定理由書(記入例)	60
	(別紙⑮) 共同申請における見積から領収書受取までの役割分担	61
	(別紙⑯) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(記入例)	62
	(別紙⑰) 申請者別の資金調達計画について(記入例)	63
	(別紙⑱) 変更届	64
	(別紙⑲) 事業概要書	65
	(別紙⑳) 交付申請書ファイリング例	66

本書に記載された内容が変更になることがあります。変更が生じた場合は公募説明会やセンターホームページにて、その旨をお知らせします。

1. 事業の趣旨

再生可能エネルギーは、地域活性化に資する重要な国産エネルギー源であり、再生可能エネルギー発電システムや熱利用システムの導入拡大が重要です。

また、エネルギーマネジメントシステム等を活用しつつ、再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギー(電気・熱等)を一定規模のコミュニティの中で面的に利用し、平常時には大幅な省エネを実現し、非常時にはエネルギー供給を確保できる等の効果を有する、地産地消型のエネルギーシステムを広げていくことが重要です。

地産地消型のエネルギーシステムの構築によって、地域内でのエネルギーの最大活用・最適化が図られ、エネルギーコストの最小化にもつながります。

本事業は、先導的な「地産地消型エネルギーシステム」(再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーを一定規模のコミュニティの中で面的に利用するもの。以下同じ)の構築に要する経費の一部を補助することにより、地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的とします。

2. 事業の内容

本補助金は、以降に示す事業に対し、平成26年度補正予算のうち総予算額40億円の中で、交付されます。

先導的な地産地消型エネルギーシステムを構築する事業に対し、その構築に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)の一部を予算の範囲内で補助するものです。(ただし、消費税等は補助対象外とします)

(1) 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は下記①～⑤を全て満たすものとします。

- ① 日本法人(登記法人)である民間会社又は民間会社を主提案法人(幹事法人)とする共同体もしくは任意団体等であること。
- ② 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- ④ 委託契約等で民間会社に事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
- ⑤ 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。

(2) 補助対象事業

以下の項目を満たす事業又は当該事業に関する実施設計を行う事業を補助対象とします。

- ① 再生可能エネルギー等^{※1}を利用し、一定規模のコミュニティの中^{※2}で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの利用を行うもの、又は将来的な地産地消エネルギーシステムの構築に資する先端的な技術等を含んだ新規性を有する実証を行うものであること。
- ② 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での地産地消型エネルギーシステムの展開に資するものであること。

※1 再生可能エネルギー等の定義は以下のとおりとし、再生可能エネルギーの熱利用設備、再生可能エネルギーの発電設備、その他再生可能エネルギー等に含まれるものを以下、「特定設備」とします。

再生可能エネルギーの熱利用設備	太陽熱利用
	温度差エネルギー利用
	バイオマス熱利用
	雪氷熱利用
	地中熱利用
再生可能エネルギーの発電設備	太陽光発電
	風力発電
	バイオマス発電
	水力発電
	地熱発電
その他再生可能エネルギー等に含まれるもの	コージェネレーション (原動機あるいは燃料電池を使用するもの) 廃熱利用等

※2 街区をまたぐ地域、同一敷地内(学校、病院、工場等)の複数建物、マンション内の複数住戸における融通等を指します。

<補助対象事業とならない例>

電気や熱等を一定規模のコミュニティの中で融通する場合であっても、単に設備(配管、熱導管等の付帯設備を含む。)を更新する事業は補助対象事業となりません。

(3) 対象期間： 平成28年3月4日までに完了する事業。

(4) 特定設備の要件

導入する特定設備は、P. 21～22別紙①に定める要件を満たす必要があります。

(5) 補助率

- ① 地方公共団体と共同実施する民間団体等^{※1}：補助率2／3以内
- ② 民間団体等^{※2}：補助率1／2以内

※1 地方公共団体と共同実施する民間団体等：地方公共団体と共同申請する民間会社、地方公共団体と共同申請する任意団体等

※2 民間団体等：民間会社又は任意団体等

(6) 補助金上限額：10億円／1補助事業

(7) 補助対象範囲と経費区分

補助対象経費は以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

① 設計費

- ・ 本事業に必要な機械装置の設計、システム設計及び実施設計に要する経費。
 - ※ システムの設計は器材及び機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創りだす設計作業です。
 - ※ 実施設計は基本設計によって策定された基本計画の詳細な見直し作業、および電気設備関係、配管図等の設計作業です。
 - ※ 事前調査費、基本設計費、見積費用は補助対象外です。

② 設備費

- ・ 本事業に必要な機械装置、制御装置、監視装置、エネルギーマネジメントシステム[※]配管・配線類及びこれらに付帯する設備の導入に要する経費。
 - ※ 工場・事業所、家庭等のエネルギー使用機器を管理し、エネルギーの見える化と併せて、設備を制御し、エネルギー使用量の最適化と低減を図るシステムを指します。
 - ※ ガスボイラー等の補助熱源は補助対象外です。

- ・ 特定設備が発生する電気や熱等を貯蔵及び変換する設備に要する経費。

以下を例とします。

- － 特定設備が発生する電気を貯蔵する設備。(蓄電池、電気自動車(充電・給電設備等を含む。))
- － 特定設備が発生する熱を貯蔵する蓄熱槽。

- 一 特定設備が発生する電気を水素に変換する設備、水素ステーション等。
 - ※ 燃料貯蔵設備（燃料タンク、LNGサテライト等）は補助対象外です。
- ・ 運転データ等取得のために必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器（データ取得専用を使用するものに限る。）については、「これらに付帯する設備」に含まれるものとしてします。

③ 工事費

- ・ 本事業に必要な工事に要する経費。
- ※ 以下のような経費は補助対象外です。
 - 一 建屋ならびに建屋に付属する設備。
(ただし、雪氷熱利用の雪室・氷室は補助対象とする。)
 - 一 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事。
 - 一 移設、撤去工事。
 - 一 電力や熱を最終的に利用する消費機器（実証事業に関わる試験設備を除く）とその配管、配線。
 - 一 植栽及び外構工事。

④ 諸経費

- ・ 本事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金（水道等）、管理費（申請者の出張旅費、会議費等））。
- ※ 以下のような経費は補助対象外です。
 - 一 土地の取得及び賃貸料。
 - 一 センターや業者との打ち合わせのための旅費。
 - 一 振込手数料。
 - 一 通信運搬費、消耗品費。

(8) 補助対象事業・補助対象設備の留意点

① 補助対象事業の留意点

- ・ 固定価格買取制度の設備認定を受けた設備は対象外となります。
- ※ バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備においては、認定を受けた発電設備は対象外ですが、廃熱利用設備は対象となります。発電と熱供給の共通利用設備の補助対象経費は、年間発電量（熱量換算）と年間熱生産量の熱量の比率で按分した額となります。

② 補助対象設備に関する留意点

- ・補助目的以外に使用される場合は、補助対象外となります。(例えばバイオマス利用において、下水処理のための施設やごみ処理のための設備は補助対象外)

(9) 審査方法、補助対象事業の選定

センターは、補助対象事業を選定するために、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。補助金交付申請者から提出された実施計画書について、評価委員会に諮り、下記の評価項目に対して審査し、採択案件を選定します。必要に応じて申請者に対してヒアリングを実施します。

なお、予算枠を超えた際には、評価の高い事業から順に採択するものとします。

	評価項目	評価内容
1	再生可能エネルギー等利用	再生可能エネルギー等利用について優れていること
2	エネルギー面的利用	エネルギー面的利用について優れていること
3	環境性	省エネ量又は省CO2について優れていること
4	経済性	費用対効果が優れていること
5	発展性	市場ポテンシャルがあり、成果の広い活用が期待できること
6	先導性	他地域への普及に向けた先導性があり、得られる成果が今後の指針となるものであること
7	事業確実性	事業が工程どおり確実に実施できること
8	加点項目	非常時のエネルギー供給について優れていること
		地域における経済の発展、雇用の創出、生活の豊かさの向上に資するなど、地域に密着した事例であること
		その他特筆すべき事項

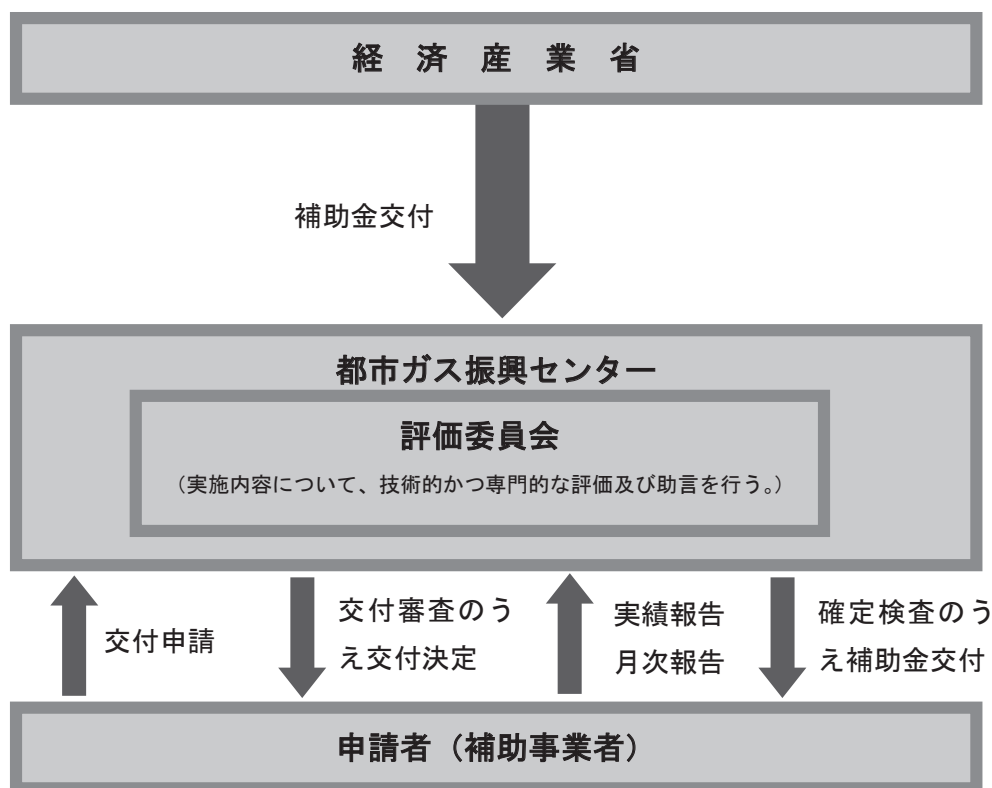
※ 採択等の経過に関する問い合わせには応じられません。選定結果については、センターのホームページに公開します。

3. 交付要件

- (1) 再生可能エネルギー等を利用し、一定規模のコミュニティの中で電気または熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの利用を行うもの、または将来的な地産地消エネルギーシステムの構築に資する先端的な技術等を含んだ新規性を有する実証を行うものであること。
- (2) 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での地産地消型エネルギーシステムの展開に資するものであること。
- (3) 共同補助事業者は、補助事業に対して費用負担するものであること。(地方公共団体を除く)

- (4) 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (5) 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと。（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）
- (6) 補助対象期間を超えて、自らの費用負担により補助対象施設を使用しデータ取得等を行う計画を有しているときは、その計画も実施計画書に記載すること。
- (7) 地方公共団体と共同して実施する事業者の応募に当たって、事業実施予定地域の地方公共団体及び事業者が一体となって推進する体制であることを要件とし、地方公共団体と事業者の役割分担を実施計画書の中に明確に記載すること。

4. 事業の実施スキーム



5. 事業の実施スケジュール

応募受付期間

平成27年3月13日(金)～7月31日(金)

公募開始：3月13日(金)

一次締切：3月31日(火)

二次締切：5月29日(金)

三次締切：6月30日(火)

最終締切：7月31日(金)

- ※ 公募期間内は随時受け付けることとし、各締切までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて、審査及び交付決定を行います。
- ※ なお、応募状況等に応じて一次締切、二次締切以外に審査及び交付決定を行う場合があります。また、予算の関係上、採択状況によっては、それ以降の応募については受け付けられない可能性があるため、ご注意ください。
- ※ 業務時間(平日9:00～12:00及び13:00～17:00)外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余

裕を持って送付されますようご注意ください。

6. 補助事業制度の手続き

本補助事業の手続き概略について以下に記します。

(1) 交付申請 (交付規程第4条)

本補助金の交付を希望する事業者は、センター宛に当該年度の補助金交付申請書 (P. 48 ~ P. 50 別紙⑦-1 (様式第1))、実施計画書を提出してください。(P. 51 ~ P. 53 別紙⑦-2 参照 (様式第2))

(2) 交付決定 (交付規程第5条)

センターは補助事業の選定のため、書類審査と評価委員会による審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

(3) 補助事業の実施

法令、交付規程、公募説明会資料等にのっとり、事業を実施していただきます。

(4) 計画変更 (交付規程第9条)

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前にセンターの承認を受ける必要があります。

補助対象経費の各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、センターの承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則としてセンターの承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

(5) 実績報告及び確定検査 (交付規程第15、16、26条)

補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内、又は平成28年3月4日のいずれか早い日までに実績報告書 (交付規程P. 28 様式第9参照) をセンター宛に提出していただきます。また、補助事業の遂行及び収支の状況について、毎月センターに月次報告書 (交付規程P. 25 ~ P. 26 様式第7-2参照) を提出していただきます。

センターは補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査 (仕様書、見積書、契約書、納品書、試運転報告書、請求書、振込証明書等) 及び必要に応じ現地調査等の確定検査

を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

実施内容が交付申請書どおりでない場合等不相当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置が取られる場合があります。

確定検査を実施するにあたって補助事業者にご用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせいたします。

(6) 補助金の支払い(交付規程第17条)

事業者には、センターから確定通知を受けた後、精算払請求書(交付規程P. 31 様式第11参照)を提出していただきます。その後、センターから事業者へ補助金を支払います。補助金の交付は、事業者の支払の完了後となりますので注意願います。

(7) データの報告(交付規程第6条)

補助事業者は、設備稼働後より、導入効果を検証するためのデータ計測を行っていただき、効果検証データをセンター宛に提出していただきます。提出が必要となる効果検証データは、設備稼働日より、1年間となります。

(8) 取得財産の管理について(交付規程第22、23条)

補助金で取得した資産(取得財産等)については取得財産等管理台帳(交付規程P. 32～P. 33 様式第13参照)を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、単価50万円以上の資産を処分(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前に財産処分承認申請書(交付規程P. 36 様式第15参照)をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

(9) 補助事業の承継について(交付規程第14条)

補助事業者は、財産処分制限期間において、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合、その変更により事業を承継する者が補助事業を継続して実施しようとするときは、事前に補助事業承継承認申請書(交付規程P. 26 様式第8参照)をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

(10) 規定違反に対する措置について

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 交付規程第19条第1項、第2項の規定による交付決定の取消、同条第4項の規定による補助金等の返還及び同条第5項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(11) 暴力団排除に関する誓約について

交付規程別表2に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(交付規程P. 12参照)に同意したものとします。

(12) 利用状況の報告について

交付規程第26条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認させていただきます。

(13) 補助事業の公表について

交付決定分については事業者名、事業概要、事業成果等を外部に公表させていただきます。また、センターによる報告書作成等で協力いただく場合があります。

7. 補助事業の申請、実施における注意事項

補助事業者が補助事業を申請および実施する上での注意点を以下に記します。本補助事業の手続きについては、「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)交付規程」によりますが、その他の留意点については以下のとおりです。交付規程及び以下を熟読の上、申請いただきますようお願いいたします。

(1) 申請者

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者および設備使用者(設備を使用して生産や営業活動を行う者)が異なる場合、原則として共同申請となります。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示してください。各事業者間で十分な連携を取り事業を推進してください。

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前にセンターまで相談ください。なお、交付申請書提出後の申請者の追加はできません。

共同申請となるケース(例)

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社、設備使用者）
 - ※ 転リース、リースバック契約については、P. 45～P. 47別紙⑥を参照のこと。
- ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、賃借人（設備使用者））
- ・エネルギーサービス事業の場合（申請者：設備所有者、設備使用者、エネルギーサービス事業者）
- ・ESCO事業が資金調達を行うシェアードESCOの場合（申請者：リース会社、設備使用者、ESCO事業者）

(2) 事業期間

事業の開始日

- ・事業の開始日とは、補助事業において最初の発注（契約を締結する）日とします。
- ・事業の開始日は、交付決定日以降である必要があります。
 - ※ 交付決定前の発注は補助対象外となりますのでご注意ください。

事業の完了日

- ・事業の完了日とは、補助事業を構成する全ての工事等（※）を完了、検収した上で、費用の支払いが最終完了する日をいいます。
- ・事業の完了日は、平成28年3月4日までとする必要があります。
- ・補助事業がやむを得ない理由により、予定の期間内（交付申請書（様式第1）の「2. 補助事業の開始及び完了予定日」に記載した完了予定日まで）に完了することが出来ないと見込まれる場合、事前に事故報告書（交付規程P. 23様式第6参照）の提出が必要となりますので留意ください。
 - ※ 補助事業を構成する工事等全てが対象です。補助対象経費であるか否かは関係ありません。現地にて設備の性能が確認され、系統連系や試運転調整が完了している必要があります。

(3) 税金と利益等排除の扱い

① 消費税の扱い

消費税等は補助対象外となります。交付申請書に記載する金額は税別としてください。

② 国からの他の補助金との関係

本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の併用はできません。

③ 利益等排除

- ・補助事業者の自社調達の場合、製造原価をもって補助対象額とします。
- ・100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合、取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う必要があります。

- ・補助事業者の関係会社(※)(100%同一の資本に属するグループ企業からの場合を除く。)からの調達の場合、取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う必要があります。
- ・共同申請者もしくは共同申請者の100%同一の資本に属するグループ企業、共同申請者の関係会社からの調達についても利益等排除の対象となりますので、ご注意ください。

なお、申請時には発注先が決定していないため、見積金額を利益排除して申請する必要はありません。

※ 関係会社:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年1月27日大蔵省令第59号)によるものとします。

(4) 見積、発注先選定

① 見積依頼(P. 57別紙⑪参照)

- ・見積依頼は申請者(共同申請の場合は原則として設備の所有者)が書面で行うこと(※)押印は担当者印でも可とする。
- ・交付申請の段階においては概算見積の依頼でも可とする。
- ・機種を選定においてはメーカーや型式を指定せず、性能や仕様値で規定すること。
- ・見積依頼書は事業者所定の書式でも可とするが、記載内容はセンターの書式((P. 57別紙⑪参照))と同等以上であること。
- ・交付申請書や実績報告書(交付規程P. 29~30様式第10参照)に添付する見積依頼書の写しは、見積依頼先に提出したものの複写とすること。(確定検査で原本確認を行う場合があります)。
 - ※ 見積依頼書・見積書・契約書(又は注文書、注文請書)・納品書・受領書・請求書・領収書は、発注先と設備の所有者で取り交わすことを原則とするが、設備の所有者以外の共同申請者が取り交わす場合は、P. 61別紙⑮「共同申請における見積依頼から領収書発行までの役割分担」および根拠となる契約書等を交付申請書に添付すること。
 - ※ 記載する件名は、見積依頼書・見積書・契約書(又は注文書、注文請書)・納品

書・受領書・請求書・領収書等で統一すること。

② 見積書 (P. 58 別紙⑫参照)

- ・概算見積の場合、見積作成担当者の認印の押印で可とする。ただし、実施見積においては見積作成会社の社印を必須とする。
- ・交付申請書に添付する概算見積の写しは、原則申請日時点で有効なものであること。
- ・契約用の見積書は見積依頼書記載条件を満たし、契約時点で有効であること。
- ・見積書は経費の区分(設計費、設備費、工事費、諸経費)にまとめてあること。
- ・見積書は補助対象経費が分かるように注釈をつけること。
- ・一式50万円以上(単体で50万円以上の機器を除く)の見積項目が含まれている場合については、見積項目の内訳を提出すること。
- ・見積書内で値引きを行う際は、どの見積項目に対して値引いたか明確にすること。
- ・交付申請書受領後、センター担当者より、見積書、見積内訳書等の電子データ提出を要請する場合があるので準備すること。
- ・交付申請書や実績報告書(交付規程P. 28様式第9参照)に添付する見積書の写しは、申請者が保管する見積書の複写とすること(確定検査で原本確認を行う場合があります)。

③ 発注先選定

- ・補助事業を行うに当たり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札(又は3社以上の相見積)を行い、補助対象経費が最も安価な見積会社を選定すること。
 - ※ 見積総額が最も安価であっても、補助対象経費が高い場合、発注先として選定できませんのでご注意ください。
- ・競争入札(又は3社以上の相見積)においては、適正な競争がなされる必要があります。そのため、次のとおり配慮してください。
 - a. 見積参加者同士が親子会社、親会社を同じくする子会社同士の関係でない。
 - b. 事業者は、発注先に対し他の見積参加者を請負工事の下請けとして使用させない。
 - c. 見積参加者同士が、一般の工事において元請け、下請けの関係でない(総合建設業(ゼネコン)と専門工事業(サブコン)の関係等)。
- ・発注先選定後、申請者が選定した会社と更なる減額交渉を実施し、金額を減額することは可とします。

④ 発注先選定理由書

発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札(又は3社以上の相見積)が著しく困難又は不適當である場合は、あらかじめ、センターに発注先選定理由書(P. 60別紙⑭参照)を提出すること。なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。

※ 新築工事等で、建物全体の工事をゼネコンに発注し、補助事業の工事をサブコン

に実施させる「コストオン契約」を実施する場合、事前に発注先選定理由書およびコストオン契約書(案)を提出し、センターの了解を得る必要があります(P. 45~P. 47 別紙⑥およびP. 60 別紙⑭参照)。

※ 自治体がプロポーザル方式での総合評価でE S C O事業者を選定した場合において、E S C O事業者と随意契約を締結する場合、発注先選定理由書、E S C O事業者選定結果を証するもの、およびE S C Oプロポーザルの内容を記した資料を提出し、センターの了解を得る必要があります(ただし、これらの契約は交付決定以降に行われる必要があります。)

⑤ 契約(発注)

発注に当たり、以下の内容を満たす必要があります。

- ・ 補助事業者(共同申請の場合は原則として設備の所有者)と発注先で請負(売買)契約書、もしくは注文書と注文請書を取り交わすこと。
- ・ 契約書(もしくは注文請書)には完了予定日(もしくは納入予定日)が記載されていること。
- ・ 請負に係る契約書もしくは注文請書には、原則として収入印紙が添付されていること。

⑥ その他

インターネットやメール、F A X等により注文を行い、注文書・注文請書を取り交わしていない場合には、補助事業者の発注や購買に関する手続き方法を記載した書類をセンターに提出し事前に了解を得るとともに、注文書・注文請書に代わるもの(電子媒体等の印字したもの)を実績報告書に添付する必要があります。

(5) 発注先への支払い

- ① 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中(平成28年3月4日まで)に対価の支払い及び精算が完了する必要があります。工事の完了、検収と経費の支払いをもって、補助事業の完了となります。

※ 工事の完了、検収、請求がなされる前に支払いが完了した場合、適切な手続きとみなされず、補助事業外となります。

- ② 補助事業に関する工事、物品購入等の経費の支払い方法は「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるものとして次に示すいずれかの書類の写しを用意する必要があります。

- ・ 金融機関が発行した振込証明書等
- ・ 補助事業者(共同申請の場合、原則として設備の所有者)が発行した支払伝票及び発注先が発行した領収書

(請負契約の場合、原則として領収書には収入印紙が付されていること)

- ※ 手形・割賦・相殺等、金融機関からの振込以外の支払方法は認められません。
- ※ 金融機関に対する振込手数料等は原則補助対象とはなりません。ただし、以下の場合には、補助対象として計上することができます。
 - ・振込手数料を発注先が負担している。
 - ・発注先が発行する請求書において、発注先が振込手数料を負担する旨記載されている。
 - ・発注先が領収書を発行した場合、振込手数料が領収金額の内数になっている。
- ③ 支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。なお、申請後の支払方法の変更は原則認められません。
 - ・交付申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付
 - ※ 支払委託契約の利用の際、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。
- ④ 発注先への支払いと同時期に資産を担保設定する場合、財産の取得前であっても事前に財産処分承認申請書（交付規程P. 36様式第15参照）をセンターに提出し、承認を受ける必要がありますので留意ください。

8. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いいたします。

- (1) 交付申請書（様式第1）（P. 48～P. 50 別紙⑦-1参照）
- (2) 実施計画書（様式第2）（P. 51～P. 53 別紙⑦-2参照）
- (3) 添付書類

1. 実施場所
(1) 実施場所の地図 <ul style="list-style-type: none"> ※ 最寄り駅がわかるものとする。 ※ 設備の設置先、電力や熱の利用先を明示すること (2) 設置先及び使用者表（P. 54別紙⑧参照）
2. 機械設備
(1) 地産地消型エネルギーシステム全体のシステムフロー図 (2) 地産地消型エネルギーシステム全体の配置図、配管図 <ul style="list-style-type: none"> ※ 地産地消型エネルギーシステムを構成する熱源設備、発電設備の位置が明示されていること。 ※ 電力、熱の利用先、熱導管、電力供給線が明示されていること。 (3) 新たに導入する設備に関するシステムフロー図 <ul style="list-style-type: none"> ※ 効果検証データ収集のための計測機器、計測内容等も明示すること (4) 新たに導入する設備に関する配置図、配管図

<p>(5) 新たに導入する設備に関する基礎図</p> <p>※ 既設、新設(補助対象、補助対象外)、撤去の範囲を色分け等で明示すること。</p>
<p>3. 機器仕様</p>
<p>(1) 地産地消型エネルギーシステム全体を構成する主な設備の仕様概要</p> <p>(2) 新たに導入する再生可能エネルギー設備、発電設備、熱源設備の仕様詳細</p> <p>(3) 特定設備の仕様確認表(P. 55 別紙⑨参照)</p> <p>※ 「5. 環境改善効果の算出」で計算に使用する機器はすべて含めること。</p> <p>※ 特定設備に関する特記事項を記載のこと(P. 23~P. 25 別紙②参照)。</p>
<p>4. 電気設備</p>
<p>(1) 特定設備や補助対象設備に係る単線結線図</p> <p>(2) 特定設備や補助対象設備に係る配線図</p> <p>※ 単線結線図には発電出力計測のための電力量計の位置を明示すること。</p> <p>※ 配線図は、対象設備の配置図上に配線の敷設位置がわかるように記載すること。</p> <p>※ 既設、新設(補助対象、補助対象外)、撤去の範囲を色分け等で明示すること。</p> <p>※ 発電設備を導入する場合にあっては、連系保護装置の位置を明示すること。</p>
<p>5. 環境改善効果の算出</p>
<p>(1) 省エネルギー計算シート(P. 35~P. 44 別紙⑤参照)</p> <p>※ 特定設備の省エネルギー量、省エネルギー率、費用対効果を記入するとともに、システムフロー概略図、計算根拠を添付すること。</p> <p>(2) 計算に使用した機器性能の根拠資料(仕様書・技術資料等)</p> <p>※ 「3. 機器仕様」に添付した仕様書中の性能を記した部分を抜粋すること。</p> <p>※ 補助対象外設備や既設の設備であっても、計算に必要であれば添付すること。</p> <p>(3) 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠資料</p> <p>※ 必要に応じ、建物ごと、時間や期間ごとに記載すること。</p> <p>(4) 計算に使用した各設備の想定稼働データ(負荷、エネルギー消費量)とその根拠資料</p> <p>※ 必要に応じ、時刻や期間別の負荷パターン、運転条件も記載すること。</p> <p>(5) 設置した計測器のデータからの省エネルギー量の算出方法</p> <p>※ 計測器の値に記号等を使用し、式で明示すること。</p>
<p>6. 事業計画</p>
<p>(1) 発注計画書(P. 56 別紙⑩参照)</p> <p>※ すべての発注について記載すること。</p> <p>(2) 事業概要書(P. 65 別紙⑪参照)</p> <p>(3) 実施のための手続き状況(P. 26 別紙③参照)</p>
<p>7. 見積依頼書の写し、見積書の写し</p>
<p>(1) 申請金額整理表(P. 59 別紙⑬参照)</p>

<p>(2) 見積依頼書、見積書の写し</p> <p>※ P. 14～P. 16「7.(4)①見積依頼、②見積書、③発注先選定」を参照のこと。</p>
8. 申請者の会社概要
<p>(1) 会社概要(法人や施設の概要書、パンフレット等)</p> <p>(2) 会社の定款</p> <p>(3) 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し</p> <p>※ 発行日が申請日から3ヵ月以内のもの。</p> <p>(4) 特定目的会社(SPC)、有限責任事業組合(LLP)、民間会社を主提案法人(幹事法人)とする共同体、任意団体等が申請する場合は、主たる出資者又は出費表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの確約書を提出して頂きます(すべての対象法人の法人登録印が必要です)。</p>

以下に該当する場合、必要に応じ追加書類を提出してください。

9. 共同申請関係
<p>(1) 交付申請書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳 (P. 62 別紙⑩参照)</p> <p>(2) 交付申請書に記載した資金調達計画の申請者別内訳(P. 63 別紙⑪参照)</p> <p>(3) 共同申請における見積依頼から領収書発行までの役割分担(P. 61 別紙⑫)および根拠となる契約書等(設備の所有者以外が実施する場合のみ)</p>
10. 所有書と使用者の契約関係
<p>設備所有者と使用者がリース、エネルギーサービス、シェアードESCO、賃貸借、テナント契約、電力・熱の受給契約等を締結する場合</p> <p>(1) 対象設備に関する契約書(案可)の写し</p> <p>(2) 契約金額に関する料金計算書</p> <p>※ 補助金相当額が減額されていることを証明できる書類、もしくは設備更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類</p>
11. 支払委託契約関係
<p>支払委託契約書(案可)の写し(P. 16 7.(5)③参照)</p>
12. 発注先選定理由書
<p>※ やむをえぬ理由で発注先の選定に際して競争入札(又は3社以上の相見積)を実施しない予定の場合に提出(P. 60 別紙⑭参照)</p> <p>※ 必要に応じ、説明のための資料を添付すること。</p>
13. 業務委託関係
<p>補助事業の一部を第三者に委託する場合、</p> <p>(1) 補助事業者と委託先との委託契約書(案可)の写し</p>

- (2) 委託内容を説明する書類
- (3) 委託先に対する監督体制及び検査内容

その他

- ※ 審査に当たって別途資料の提出をお願いすることがあります。
- ※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、全てコピーをとり保管をお願いします。交付申請書(様式第1)、実施計画書(様式第2)についても、原本をセンターに提出しコピーを保管ください。交付申請書、実施計画書を二部作成して押印し一部を保管しても、原本のコピーとは認められませんので注意ください。

9. 申請書類の提出方法及び申請先

《提出方法》

持参又は郵送

- ※ 郵送の場合は電話による受領確認をお願いします。
- ※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法(書留郵便等)の利用を推奨します。

《申請・お問合せ先》

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-15 物産ビル別館3階
一般社団法人 都市ガス振興センター
スマエネ推進チーム
TEL: 03-3502-5550 FAX: 03-3502-5821

《申請・お問合せ等の受付時間》

[月～金] 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
(祝祭日・5月1日・12月29日～1月4日を除く)

交付申請書についてはセンターホームページ <http://www.gasproc.or.jp/> からダウンロードすることができます。

(別紙①)

特定設備の要件

補助対象として導入する特定設備は、以下の要件を満たすこと。

特定設備	要件
太陽熱利用	<ul style="list-style-type: none">・集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること※但し追尾式の集光型太陽集熱器で、既に国際規格・基準を取得したものについては対象とし、その集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。
温度差エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none">・温度差エネルギーを利用する設備が、省エネ率 10%以上であること・温度差エネルギーを利用する設備の温度差エネルギー依存率(※)が、冷房において 40%以上であること※設備の年間の放熱量に対し温度差エネルギーが占める割合
バイオマス共通 (熱利用、発電)	<ul style="list-style-type: none">・バイオマス依存率が 60%以上であること※バイオマス依存率の計算方法は以下の通り。 $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$<p>G : バイオマス利用量 (m³N/h または MJ/kg)</p><p>H : バイオマス低位発熱量 (MJ/m³N または kg/h)</p><p>I : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m³N/h または MJ/kg)</p><p>J : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m³N/h または MJ/kg)</p>・バイオマス燃料製造装置については、バイオマス熱利用あるいは発電設備(以下、「バイオマス設備」と併せて設置され、かつ製造される燃料が地産地消型エネルギーシステムで使用される場合は、バイオマス設備の前処理設備として特定設備の一部とみなし、補助対象とする。・副燃料として省エネ法に定める燃料(※)を常時使用(※)することを前提とするものは、特定設備とはみなさない。 ※省エネ法に定める燃料とは、エネルギーの使用合理化等に関する法律第二条第二項に定める燃料をいい、同施行規則別表第一に記載がある。 ※常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助料として使用場合は、常時使用に該当しない。
バイオマス熱利用	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けたバイオマス発電においても、廃熱利用設備は特定設備とすることができる。
雪氷熱利用	<ul style="list-style-type: none">・冷気・水の流量を調節する機能有設備であって、雪氷熱供給に直接的に供される設備であること
地中熱利用	<ul style="list-style-type: none">・暖気・冷、温水不凍液の流量を調節する機能を有すること
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none">※実績報告では全ての太陽電池モジュールの検査成績書(全モジュールの製造番号、最大出力等の一覧表)の提出を必要とする。

風力発電	・経済産業省の発電用風力発電機器に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。
バイオマス発電	・発電効率 20%以上であること（低位発熱基準）
水力発電	・発電出力 1,000kW 以下であること
地熱発電	・特になし
コージェネレーション設備	・特になし

(別紙②)

添付資料 3.(3)「特定設備に関する特記事項」の詳細

交付申請書の添付資料「3. 機器仕様」中の「(3) 特定設備に関する特記事項」に記載すべき、特定設備に関する特記事項を以下の通り定める。

設備	記載内容
太陽熱利用	①太陽集熱器（形式、集熱器総面積、設置角度、設置方位） ※集熱器総面積は、太陽集熱器の集熱器総面積を合計し、㎡単位の小數切捨てとする。 ・蓄熱槽（形式、容量） ・補助熱源（形式、熱源、機器の種類、能力） ・冷凍機（形式、機器の種類、能力） ・集熱器の配置図
温度差 エネルギー利用	①温度差熱源の種類（海水、河川水、下水等） ②熱源施設（河川や下水場等の名称） ③熱源温度（月単位で記載） ④熱源利用量（熱量、水量等を時間単位、月単位で記載）
バイオマス 熱利用	①方式：バイオマス〇〇 （注）上記〇〇中には、「バイオマス熱利用型製造設備」、「バイオマス熱供給設備」、「コージェネレーション（熱電併給）」のいずれかを記載すること。 ・設備概要 ・バイオマスの種類・使用量 ・補助燃料等の種類・使用量（使用量は時間単位、日単位、年単位） （注）補助燃料を用いる場合はその投入のタイミングを記載すること。（例：スタートアップ時にのみ、補助燃料を投入。）尚、必要な場合は別途資料を添付すること。 ・バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量） （注1）「低位発熱量」は、単位重量当たりの低位発熱量（ジュール表記）を記載すること。 （注2）「低位発熱量」の根拠資料の計算根拠資料を添付すること。 ・バイオマス依存率（発熱量ベース） 〇〇. 〇% （注）「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。 ・設備の年間稼働時間 〇〇h ・使用燃料の総発熱量及び熱利用量 〇〇MJ（年間及び月別）、年間総発熱量 〇〇GJ/年、年間熱利用量 〇〇GJ/年
雪氷熱利用	①雪氷の種類・貯蔵量 〇〇t/年 システム種別及び利用形態・用途
地中熱利用	①地中熱交換器の設置方法の種類、有効長（全体、1本当たり）、本数
太陽光発電	①太陽電池出力：kW（注） a と b のいずれか低い方の小數切捨て。

	<p>a. 太陽電池モジュール公称最大出力合計(kW) : (内訳)</p> <p>b. パワーコンディショナ定格出力合計(kW) : (内訳)</p> <p>②太陽電池モジュールの設置状況 (方位、傾斜角、日陰の有無)</p>
風力発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電システムの出力〇〇kW (〇〇kW×〇基) ・発電システムの構成・特徴 <p>(注1) 風車本体の耐風強度、耐雷仕様を証明する書類の提出を求めるともあります。</p> <p>(注2) 経済産業省の発電用風力発電機器に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であることを示すこと。</p>
バイオマス発電	<p>①「ガスエンジン」等の発電方式種別を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電出力 〇〇kW (内訳: 発電装置所内消費動力〇〇kW、自家消費〇〇kW) ・発電効率 〇〇. 〇% ・バイオマスの種類・使用量 ・補助燃料等の種類・使用量 (使用量は時間単位、日単位、年単位) <p>(注) 補助燃料を用いる場合はその投入のタイミングを記載すること。(例: スタートアップ時にのみ、補助燃料を投入。) 尚、必要な場合は別途資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量 (単位重量ベース、低位発熱量) <p>(注1) 「低位発熱量」は単位重量あたりの低位発熱量 (ジュール表記) を記載すること。</p> <p>(注2) 「低位発熱量」の根拠資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 (発熱量ベース) 〇〇. 〇% <p>(注) 「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の年間稼働時間 〇〇h
水力発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系及び使用河川名 (水系名、取水河川名、放水河川名) ・ダム及び水力発電所施設名 (ダム名、水力発電所名) ・ダム、取水口位置 ・発電方式 (ダム式、ダム水路式、水路式) ・使用水量 (最大、常時、常尖) ・総落差 (取水位、放水位、総落差) ・有効落差 (最大、常時、常尖) ・出力 (最大、常時、常尖) ・取水設備 (取水口の型式) ・導水路 (形式、亘長、内径) ・放水路 (形式、亘長、内径) ・水圧管路 (条数、長さ、内径) ・水車 (種類、容量、台数)

	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機（種類、容量、台数） ・変圧器（容量、台数） ・発電システムの特徴（設計根拠等も含め記載） ・機器構成図（構成機器と容量等） <p>（注1）有効落差、出力の算定及び水車の種類の選定については、その根拠資料を添付すること。</p>
地熱発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電システムの特徴 ・地熱発電所施設名 ・出力（最大、常時） ・発電機（種類、容量、台数） ・変圧器（容量、台数） ・機器構成図（構成機器と容量等）
コージェネレーション設備	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機（種類、容量、台数）

(別紙③)

添付資料 6. (3)「実施のための手続き状況」の記載内容

交付申請書の添付資料「6. 事業計画」中の「(3) 実施のための手続き状況」において、特定設備に関する記載事項を以下の通り定める。

共通 ※①、②は必ず記載すること。(②に該当しない場合も「該当せず」とすること。)
①許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項 ※事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。
②電力会社との連系協議状況(発電設備の場合) 系統連系に関する電力会社との協議文書(照会に対する回答分、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録(電力会社の出席者の押印のあるもの)等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を添付すること。
バイオマス熱利用
③地元住民への説明等 ※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)
④周辺環境への影響 ※バイオマス熱利用に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値(規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。)への設備の対応計画を記載すること。
雪氷熱利用
③地元住民への説明等 ※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)
風力発電
③設置場所の詳細 ・設置場所の対象面積と経緯度(度、分、秒): ※複数基ある場合には各風車ごとに記載。経緯度は世界測地系を基準とすること。 ・地目と区画指定状況(荒地、農地、県立公園等): ・施設の所有者:(注)自己所有でないときは利用許可書等添付すること。 ・対象地点の土地の所有者:(注)自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。 ・現地写真 ※設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。 ・風況観測地点 ※地図に位置を明記、風況観測状況写真を添付

- ・地目と区画指定状況（荒地、農地、県立公園等）

④風況条件（建設予定地における風況データ）

風況データの根拠を明らかにすること。風況データを添付すること。

- ・年平均風速 0.0m/s @計測高さ 0m
- ・月平均風速（月平均の風速表）
- ・風力エネルギー密度 (000W/m^2)：年間、風向別
- ・風向出現率（風配図）（注）添付すること。
- ・風況曲線（注）添付すること。
- ・年間発電量を試算すること。

※風況精査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び風況精査マニュアルに準じて実施すること。ただし風況観測の期間は、1年間以上であること。

⑤地元調整

- ・設置場所の住民の了解を得ていること。

なお、500kW以上は下記のとおりとする。

- － 地元の市町村の首長の同意書を添付すること。
- － 関係する地元住民への説明会を行い、議事録を作成し参加者または代表者の確認署名を得て、提出すること。尚、説明会での説明内容には、①風力発電の規模、②工事内容、③環境影響調査結果を含めること。
- － 風車を建設する土地の地権者全員の同意書を入手し提出すること。国有林や自治体所有地等、土地利用許可を得るための手続きに時間を要する場合は、関係行政機関との調整状況が明らかになるように議事録を作成し提出すること。
- － 市町村界付近に建設する場合は、市町村界にかかわらず地元住民に対して説明会等を実施すること。

⑥環境影響調査

- ・電波障害、騒音障害、生態系への影響、景観について十分配慮すること。ただし、500kW以上は下記のとおりとする。

- － 電波障害（現況測定結果、予測結果）
- － 騒音障害（現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果）
- － 生態系（天然記念物等がある場合は、それに対する影響について）
- － 景観

※環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアルまたは、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。

※調査項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。

※地元自治体主催にて開催される、当該事業への環境影響調査委員会等の意見書を提出すること。環境影響調査委員会が無い場合には、環境影響評価方法書、環境影響評価書案を関係地域への公告、縦覧を行い評価書案または縦覧結果を反映した環境影響評価書を提出すること。尚、環境影響評価書は事業開始までに提出のこと。

水力発電

③流況

- ・水系及び河川名 : ○級河川 ○○水系 ○○川
- ・河川管理者 : 国土交通大臣、都道府県知事等
- ・流況曲線
- ・流量観測期間 : (注) 原則 10 年間とする。
- ・豊水量 (m^3/s)
- ・平水量 (m^3/s)
- ・低水量 (m^3/s)
- ・渇水量 (m^3/s)
- ・最小水量 (m^3/s)

④環境影響調査

- ・騒音障害 (現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果)
- ・生態系 (天然記念物等がある場合には、それに対する影響について)
- ・景観
- ・地元調整

※各項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。また、環境影響調査報告書及び協議結果 (承諾書、住民説明会の議事録等) を提出すること。

地熱発電

③周辺環境への影響

※地熱発電に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種 規制値 (規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。) に対する環境負荷を対比した資料を添付のこと。

④地元住民への説明等

※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること (手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと)。

⑤設備の保守計画

※設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画概要を記載すること。

自営線または熱導管

③道路管理者との協議状況

※太陽熱利用、温度差エネルギー利用、地中熱利用、太陽光発電、コージェネレーション設備について記載はありませんが、個別に申請内容を確認する中で、追加書類の提出を求める場合があります。

省エネルギー量、省エネルギー率の考え方

1. 換算係数

(1) 燃料の発熱量の扱い

本補助事業において、燃料とは省エネ法（エネルギーの使用合理化等に関する法律）第二条第二項に定める燃料をいい、同施行規則別表第一に記載がある。燃料の発熱量は、同表により以下の通りとします。

各燃料の発熱量と原油換算（数値はすべて**高位発熱量：HHV 基準**）

1GJ 当り原油換算量を 0.0258kLとして、以下の数値より置き換える。

原料	単位	発熱量 (GJ)
原油	1kL	38.2
原油のうちコンデンセート	1kL	35.3
揮発油	1kL	34.6
ナフサ	1kL	33.6
ジェット燃料油	1kL	36.7
灯油	1kL	36.7
軽油	1kL	37.7
A 重油	1kL	39.1
B・C 重油	1kL	41.9
石油アスファルト	1ton	40.9
石油コークス	1ton	29.9
液化石油ガス (LPG)	1ton	50.8
石油系炭化水素ガス	千 m ³ N	44.9
液化天然ガス (LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1ton	54.6
その他可燃性天然ガス	千 m ³ N	43.5
原料炭	1ton	29.0
一般炭	1ton	25.7
無煙炭	1ton	26.9
石炭コークス	1ton	29.4
コールタール	1ton	37.3
コークス炉ガス	千 m ³ N	21.1
高炉ガス	千 m ³ N	3.41
転炉ガス	千 m ³ N	8.41

※都市ガスの熱量については、各都市ガス会社に確認してください。

※例えば次のエネルギーは上表にないため、原油換算量は0として計算する。

- ・再生可能エネルギー由来の電力、熱
- ・ごみ燃料
- ・VOCガス

(2) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

- ・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間（8～22時） 9,970kJ/kWh

夜間（22～8時） 9,280kJ/kWh

上記以外の電力 9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)

- ・電力を時間毎に計測し、取りまとめることができる場合は、省エネ法施行規則第17条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、**電気需要平準化時間帯（7～9月及び12～3月の8～22時）において、電力削減量を1.3倍して省エネルギー量を計算するものです。**

※参考： 単位の換算について

1kW=3,600kJ/h=3.6MJ/h=860kcal/h

1kWh=3,600kJ=3.6MJ=860kcal

換算蒸気 1kg（100℃の飽和水を100℃の乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量）
=2,257kJ=0.627kWh

3. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

(1) 基本の考え方

A : 従来方式における年間の1次エネルギー消費量

B : 補助事業方式における年間の1次エネルギー消費量

A-B: 省エネルギー量(従来方式と比較した場合の年間の1次エネルギー削減量)

省エネルギー率とは、 $\{(A-B)/A\} \times 100$ をいいます。

(2) 従来方式の考え方

- ・従来方式とは、原則として**特定設備を稼働させないときに、代替となる設備を稼働させた場合の方式**をいいます（ボイラー、冷凍機、系統電力等）。
- ・補助事業と同時期に設備の更新を実施した際は、**原則として更新後の設備を従来方式として扱います。**

(3) 特定設備の省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

「3. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法」において、以下の通り扱います。

A : 特定設備を稼働させなかった場合の地産地消型エネルギーシステムの年間1次エネルギー消費量

B : 特定設備を稼働させた場合の地産地消型エネルギーシステムの1次エネルギー消費量

A－B： 省エネルギー量（特定設備を稼働させることによる地産地消型エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量）

（4）従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定が困難な場合は省エネ法施行規則第4条第2項に定める「**他人から供給された熱**」の換算係数を使用することを可とします（事前にセンターに説明し、了解を得ることを必要とします）。その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水の換算係数 1.36GJ/GJ

蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

(例1) ◆太陽熱でボイラーの燃料消費量を削減した場合の省エネルギー量の考え方

再生可能熱を給湯等に利用し、ボイラーの燃料消費量を削減する。

1. 前提条件

ボイラーの熱効率： 85%(HHV)

太陽熱利用量： 10,000GJ

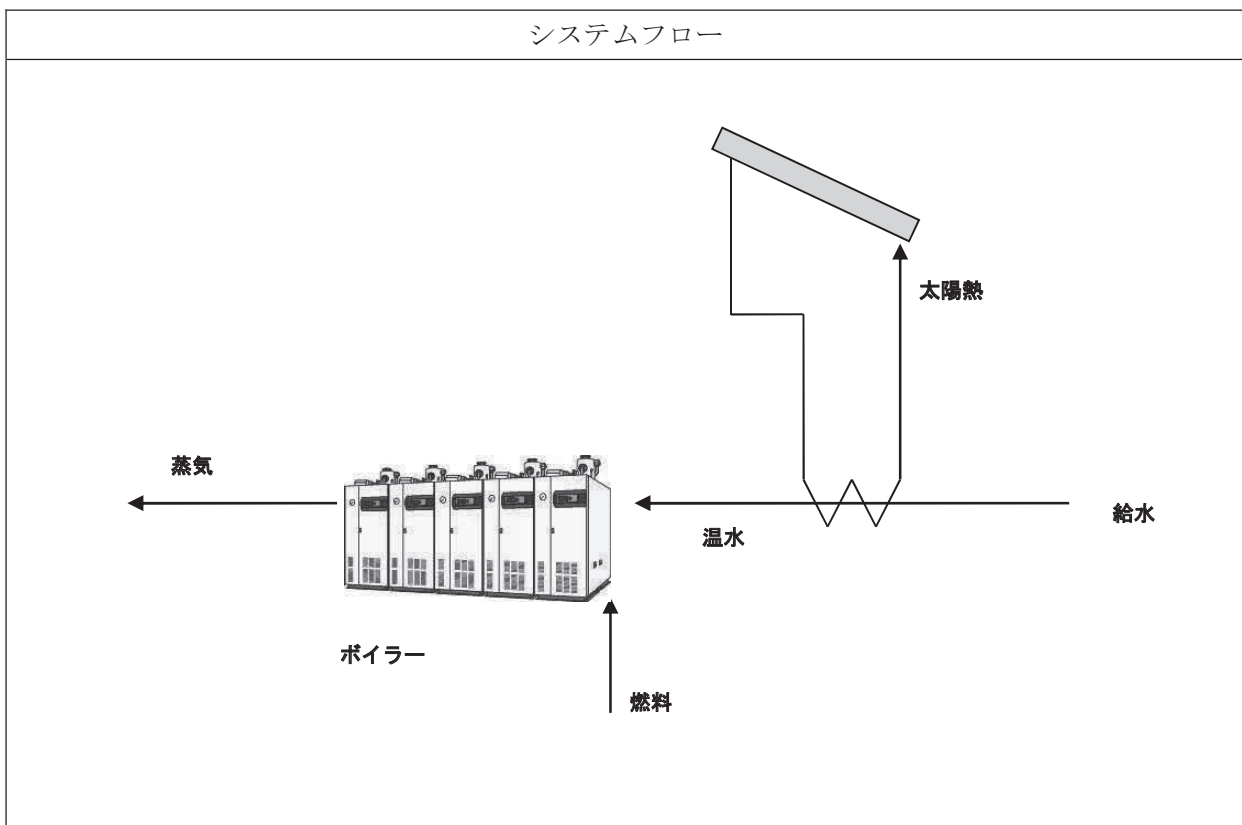
2. 省エネルギー量の計算

太陽熱が得られないときはボイラーが稼働するため、従来方式はボイラーになる。

ボイラーの燃料削減量=省エネルギー量となり、以下の式で求められる。

$$10,000\text{GJ} \div 0.85 = 11,760\text{GJ}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 11,760\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{303.4\text{kL}}$$



(例2) ◆再生可能熱(温水)を冷熱に変換した場合の省エネルギー量の考え方

再生可能熱を廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)に投入し、燃料消費量を削減する。

1. 前提条件

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力 : 1,055kW、廃熱回収量 : 330kW

燃料消費量 : 再生可能熱投入なしの場合 800kW(HHV)

再生可能熱投入ありの場合 600kW(HHV)

年間の再生可能熱投入量 : 1,000GJ

2. 省エネルギー量の計算

- ・燃料焚きのCOP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

- ・再生可能熱投入時の燃料による冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

- ・再生可能熱投入時の再生可能熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

- ・再生可能熱を使用する場合のCOP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

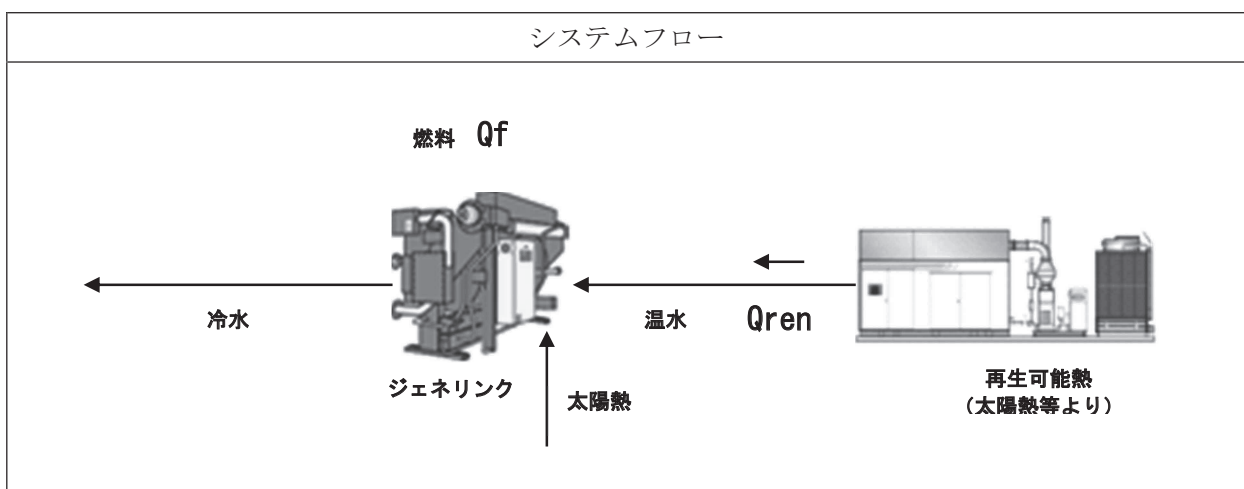
- ・再生可能熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・再生可能熱による燃料削減分(省エネルギー量)

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 606\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{15.6\text{kL}}$$



(例3) ◆温度差エネルギー利用による省エネルギー量の考え方

水熱源ヒートポンプチラーが河川水を冷房時の冷却水、暖房時のヒートポンプに利用する。

2. 前提条件

地産地消型エネルギーシステム： 冷却水およびヒートポンプ熱源に河川水を利用する。

従来方式： 冷房運転 水冷チラー+冷却塔運転

暖房運転 燃料を焚いてボイラーで加熱（効率85%：HHV）

設備は8:00～22:00の間で稼働させる。

3. 省エネルギー量の計算

(1) 地産地消型エネルギーシステム

- ・月別の河川水温度、負荷率からヒートポンプチラーの効率、電力使用量を求める。

$$\text{電力消費量} = \text{冷暖房負荷} \div \text{効率}$$

- ・電力使用量を一次エネルギー量に換算する

$$\text{電気需要平準化時間帯} : \text{一次エネルギー量[GJ]} = 1.3 \times \text{電力消費量[MWh]} \times 9.76[\text{GJ/MWh}]$$

$$\text{その他時間帯} : \text{一次エネルギー量[GJ]} = \text{電力消費量[MWh]} \times 9.76[\text{GJ/MWh}]$$

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
水温(°C)	17.2	16.4	17.3	18.3	20.1	23.2	24.0	25.4	25.5	23.1	22.4	19.6	
負荷率(%)	46.2	32.9	18.4	32.8	43.7	67.1	82.2	87.5	83.1	54.2	35.1	31.9	
効率	3.76	3.92	4.56	6.95	6.47	6.14	5.34	4.70	4.67	5.81	6.11	4.05	
負荷(GJ)	55,440	39,480	22,080	39,360	52,440	80,520	98,640	105,000	99,720	65,040	42,120	38,280	738,120
電力(MWh)	4,096	2,798	1,345	1,573	2,251	3,643	5,131	6,206	5,931	3,110	1,915	2,626	40,624
一次エネルギー消費量(GJ)	51,967	35,496	17,066	15,354	21,974	35,554	65,103	78,738	75,259	30,350	18,689	33,313	478,861

(2) 従来方式

- ・冷房： 外気温度、冷房負荷から効率（COP）を求める。

$$\text{電力消費量} = \text{冷房負荷} \div \text{効率} \quad (\text{一次エネルギー換算方法は上と同じ})$$

- ・暖房： 暖房燃料消費量 = 暖房一次エネルギー量 = 暖房負荷 ÷ 0.85

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
湿球温度(°C)				15.2	18.2	21.4	25.0	26.4	22.8	18.5	15.3		
冷却水温(°C)				18.6	21.4	24.8	29.4	31.0	27.4	23.5	21.0		
負荷率(%)	46.2	32.9	18.4	32.8	43.7	67.1	82.2	87.5	83.1	54.2	35.1	31.9	
効率	0.85	0.85	0.85	6.83	6.28	5.51	4.42	4.20	4.52	5.70	6.55	0.85	
負荷(GJ)	55,440	39,480	22,080	39,360	52,440	80,520	98,640	105,000	99,720	65,040	42,120	38,280	738,120
電力(MWh)	0	0	0	1,601	2,320	4,059	6,199	6,944	6,128	3,170	1,786	0	32,207
燃料(GJ)	65,224	46,447	25,976	0	0	0	0	0	0	0	0	45,035	182,683
一次エネルギー消費量(GJ)	65,224	46,447	25,976	15,624	22,639	39,619	78,654	88,111	77,756	30,935	17,434	45,035	553,454

(1) と (2) の一次エネルギー量の差が省エネルギー量となる。

※本例では稼働期間が 8:00～22:00 のため電気需要平準化時間帯と重なるが、そうでない場合は 7～9、12～3 月において、電気需要平準化時間帯とその他時間帯に分けて計算する。電気需要平準化時間帯に対し電力削減量を 1.3 倍しない場合は、分けて計算する必要はない。

省エネルギー計算シート

特定設備名称(コージェネレーション)

面的利用システム範囲: 構内

項目		単位	従来方式	補助事業方式	
アウトプット	合計	MWh/年	0	4,116 ①	
	発電量	昼間	MWh/年	0	4,116 ②
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	0	2,401 ③
		夜間	MWh/年	0	0 ④
	逆潮流電力	MWh/年	0	0 ⑤	
	蒸気発生量	GJ/年	6,789	6,789 ⑥	
	温水発生量	GJ/年	0	0 ⑦	
	冷水発生量	GJ/年	0	0 ⑧	
	冷熱発生量	GJ/年	0	0 ⑨	
	水素発生量	GJ/年	0	0 ⑩	
インプット	合計	MWh/年	4,116	0 ⑪	
	電力消費量	昼間	MWh/年	4,116	0 ⑫
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	2,401	0 ⑬
		夜間	MWh/年	0	0 ⑭
	逆潮流電力	MWh/年	0	0 ⑮	
	燃料消費量	GJ/年	7,833	39,690 ⑯	
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	56,051	39,690 ⑰	
省エネルギー量	kL/年	基準	422 ⑱		
省エネルギー率	%	基準	29.2% ⑲		
費用対効果	kL/億円		#REF!		

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	蒸気ボイラーA	〇〇社A-123	1	都市ガス13A	蒸気	3,000	2,700	0.90
2	蒸気ボイラーB	△△社B-777	1	都市ガス13A	蒸気	1,000	850	0.85
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

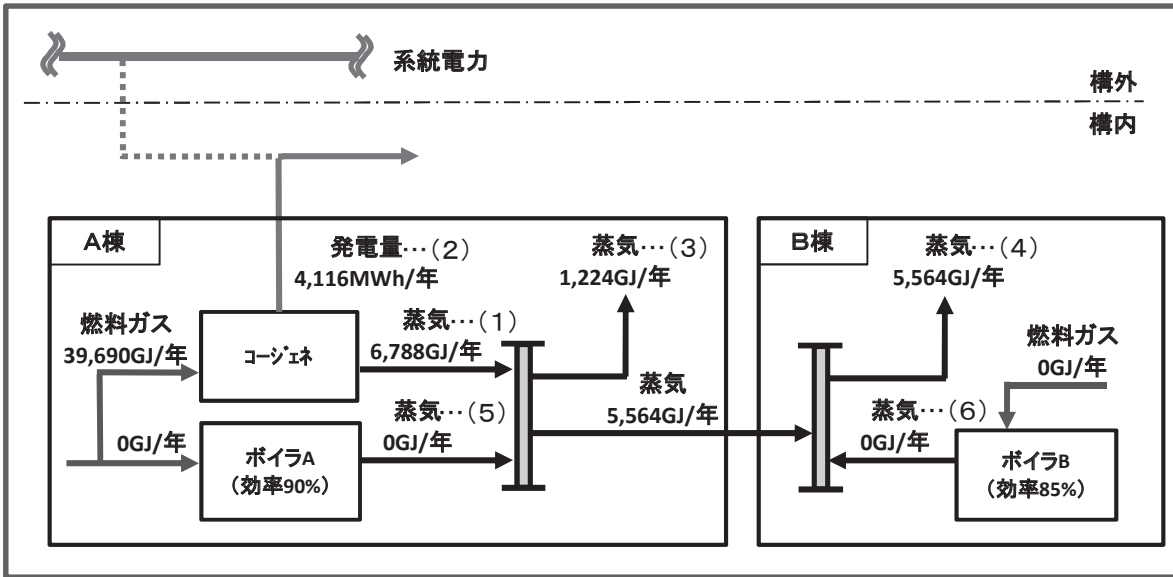
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システムフロー概略図

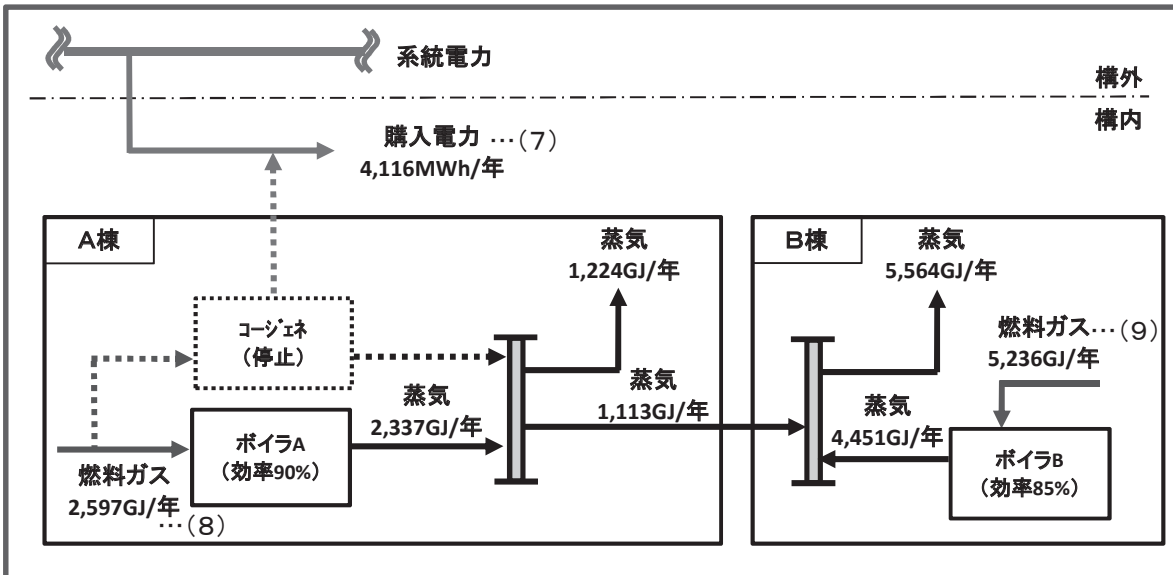
(一構内において、コージェネレーションで発生した蒸気を隣の建屋(既築)に供給。電気も構内で使用。)

補助事業方式



- (1) コージェネレーションが構内に送る蒸気
- (2) コージェネレーションが構内に送る電力
- (3) コージェネレーションが構内に送る蒸気のうちA棟で消費される分
- (4) コージェネレーションが構内に送る蒸気のうちB棟で消費される分
- (5) ボイラAからの発生蒸気は、考慮しない
- (6) ボイラBからの発生蒸気は、考慮しない

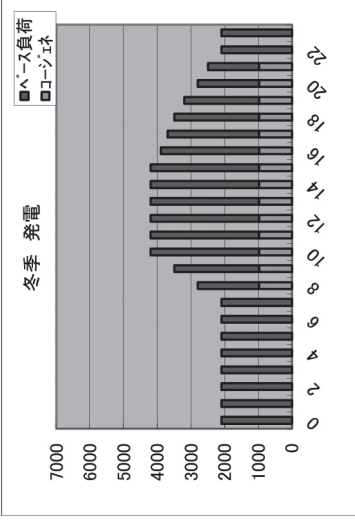
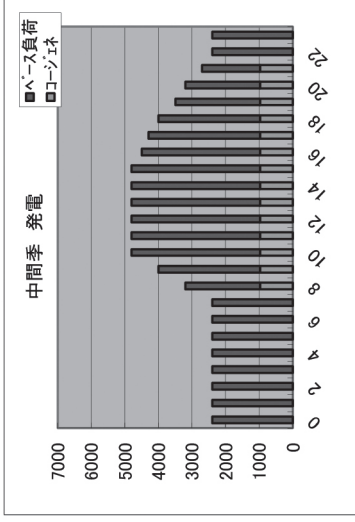
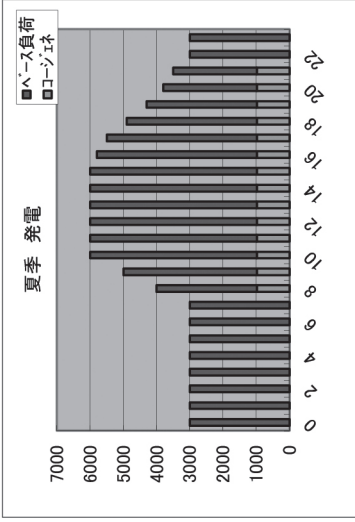
従来方式(補助事業方式において、コージェネレーションが停止した際の運用)



- (7) コージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (8) コージェネレーションが停止した際の、ボイラA燃料増加分
- (9) コージェネレーションが停止した際の、ボイラB燃料増加分

計算に使用した電力の想定負荷データと特定設備の想定稼働データ

時	夏季電力負荷(7~9月)				中間季電力負荷(4~6月, 10~11月)				冬季電力負荷(12~3月)			
	現状		導入後		現状		導入後		現状		導入後	
	電力量 kW	発電量 kW	買電量 kW	発電量 kW	電力量 kW	発電量 kW	買電量 kW	発電量 kW	電力量 kW	発電量 kW	買電量 kW	発電量 kW
0	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
1	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
2	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
3	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
4	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
5	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
6	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
7	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
8	4000	980	3020	3200	3200	980	2220	2800	980	980	1820	
9	5000	980	4020	4000	4000	980	3020	3500	980	980	2520	
10	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	980	980	3220	
11	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	980	980	3220	
12	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	980	980	3220	
13	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	980	980	3220	
14	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	980	980	3220	
15	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	980	980	3220	
16	5800	980	4820	4500	4500	980	3520	3900	980	980	2920	
17	5500	980	4520	4300	4300	980	3320	3700	980	980	2720	
18	4900	980	3920	4000	4000	980	3020	3500	980	980	2520	
19	4300	980	3320	3500	3500	980	2520	3200	980	980	2220	
20	3800	980	2820	3200	3200	980	2220	2800	980	980	1820	
21	3500	980	2520	2700	2700	980	1720	2500	980	980	1520	
22	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
23	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
合計	102800	13720	89080	82200	82200	13720	68480	72100	13720	13720	58380	



同様に熱負荷のデータも添付すること。

- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
- ・原則として、国際単位系 (SI) で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにする。

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ・導入するコージェネレーションの仕様

発電出力：1,000kW 補機動力：20kW 蒸気発生量：449kW ガス消費量：2625kW

燃料種：都市ガス 13A

① $(1,000 - 20) \text{kW} \times 4,200 \text{h/年}^{\ast 1} \div 1,000 \text{kWh/MWh} = 4,116 \text{MWh/年}$

※1 運転時間は表1参照

③ $(1,000 - 20) \text{kW} \times 2,450 \text{h/年}^{\ast 1} \div 1,000 \text{kWh/MWh} = 2,401 \text{MWh/年}$

※1 運転時間は表1参照

⑥ $449 \text{kW} \times 4,200 \text{h/年} \times 3.6 \text{MJ/kWh} \div 1,000 \text{MJ/GJ} = 6,789 \text{GJ/年}$

⑪ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。ゆえに、①と同値。

⑬ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。ゆえに、③と同値。

⑯ コージェネの燃料消費量は、

$2625 \text{kW} \times 4,200 \text{h/年} \times 3.6 \text{MJ/kWh} \div 1,000 \text{MJ/GJ} = 39,690 \text{GJ/年}$

コージェネが停止した場合は、各棟のボイラで蒸気を発生させる。

ボイラ A に余力があるので、効率の良いボイラ A から B 棟に蒸気を供給する。

B 棟の蒸気負荷の 2 割 ($5,564 \text{GJ/年} \times 20\% = 1,113 \text{GJ/年}$) を補う計画である。

A 棟ボイラの燃料消費量は、 $(1,224 \text{GJ/年} + 1,113 \text{GJ/年}) \div 90\%^{\ast 2} = 2,597 \text{GJ/年}$

B 棟ボイラの燃料消費量は、 $(5,564 \text{GJ/年} - 1,113 \text{GJ/年}) \div 85\%^{\ast 2} = 5,236 \text{GJ/年}$

合計は、7,833GJ/年

※2 別添のボイラ日誌を参照 (フロー図●●中のメーター①で燃料使用量を、メータ

②で給水量を計測)

⑰ 従来方式の一次エネルギー消費量は、

$(4,116 - 2,401) \text{MWh/年} \times 9.97 \text{GJ/MWh} + 2,401 \text{MWh/年} \times 9.97 \text{GJ/MWh} \times 1.3 +$

$7,833 \text{GJ} = 56,051 \text{GJ/年}$

別紙⑨「特定設備の仕様確認書」と値の整合をとること。

都市ガスの熱量は、各地域の都市ガス事業者を確認すること。

計算に使用した想定稼働データとその根拠資料を提出すること。必要に応じ、期間や時刻別のデータも提出すること。

計算の前提で根拠が必要な場合は、別紙にて示すこと。

計算に使用したデータが、どの計測器からの数値であるかを明らかにすること。

表1 特定設備稼働時間

	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	1,050	0
冬季	1,400	0
その他	1,750	0
合計	4,200	0

表2 特定設備の発電量

	発電量 (MWh/年)	
	昼間	夜間
夏季	1,029	0
冬季	1,372	0
その他	1,715	0
合計	4,116	0

以上

省エネルギー計算シート

特定設備名称(太陽熱利用設備)

面的利用システム範囲: 構外

項目		単位	従来方式	補助事業方式		
アウトプット	合計	MWh/年	0	0	①	
	発電量	昼間	MWh/年	0	0	②
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	0	0	③
		夜間	MWh/年	0	0	④
		逆潮流電力	MWh/年	0	0	⑤
	蒸気発生量	GJ/年	0	0	⑥	
	温水発生量	GJ/年	296	296	⑦	
	冷水発生量	GJ/年	0	0	⑧	
	冷熱発生量	GJ/年	0	0	⑨	
	水素発生量	GJ/年	0	0	⑩	
インプット	合計	MWh/年	0	0	⑪	
	電力消費量	昼間	MWh/年	0	0	⑫
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	0	0	⑬
		夜間	MWh/年	0	0	⑭
		逆潮流電力	MWh/年	0	0	⑮
	燃料消費量	GJ/年	220	0	⑯	
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	220	0	⑰	
省エネルギー量	kL/年	基準	6	⑱		
省エネルギー率	%	基準	100.0%	⑲		
費用対効果	kL/億円		#REF!			

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	蒸気ボイラー	△△社D-456	1	都市ガス13A	温水	1,111	1,000	0.90
2	蒸気焚ジェネリック	□□社X-ABC	1	蒸気	冷水	400	480	1.20
3	同上			温水	冷水	100	80	0.80
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

入力エネルギーの種類によって、効率(COP)が変わる場合は、両方の値を記載すること。

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

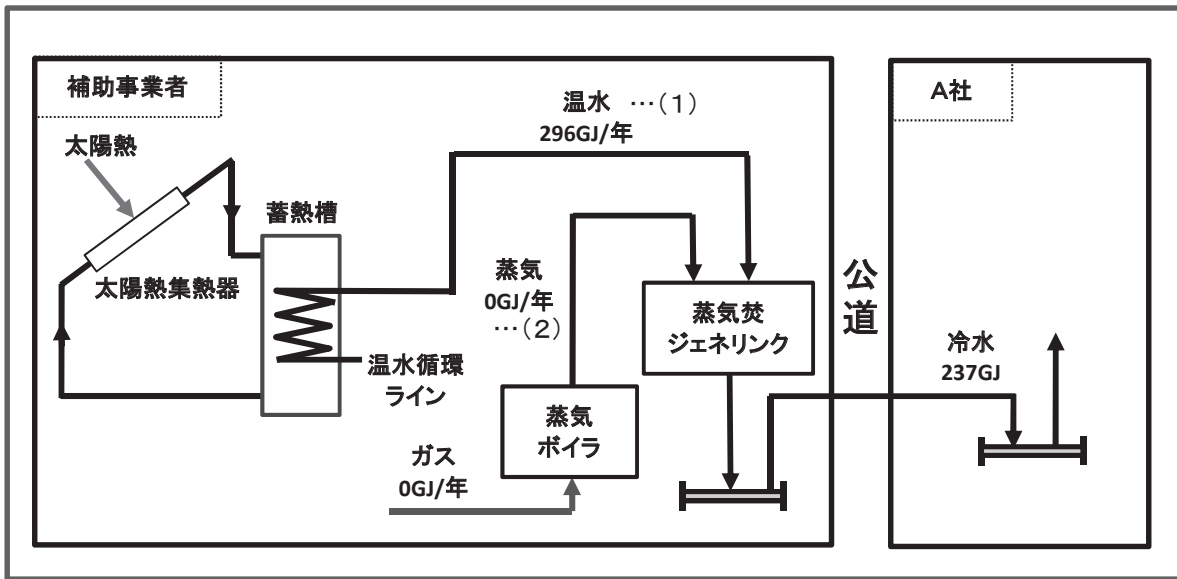
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システムフロー概略図

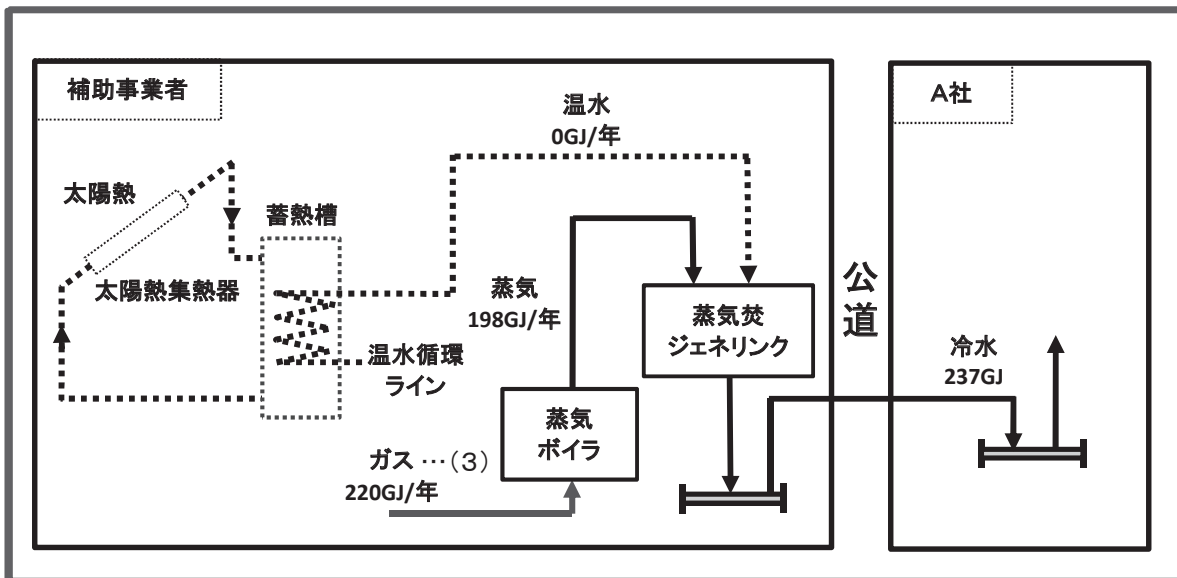
(構外新築の特定の需要家に、太陽熱利用設備で発生した温水を冷水に変換し供給。)

補助事業方式



- (1) 太陽熱集熱器からの太陽熱利用熱量
- (2) 蒸気ボイラからの蒸気は、考慮しない

従来方式(補助事業方式において、太陽熱利用設備が停止した際の運用)



- (3) 太陽熱利用設備が停止した際の、蒸気ボイラ燃料増加分

- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
- ・原則として、国際単位系（SI）で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。

計算根拠（少数点以下は四捨五入）

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

⑦ 導入する太陽熱利用システムの条件を下記のとおりとする。

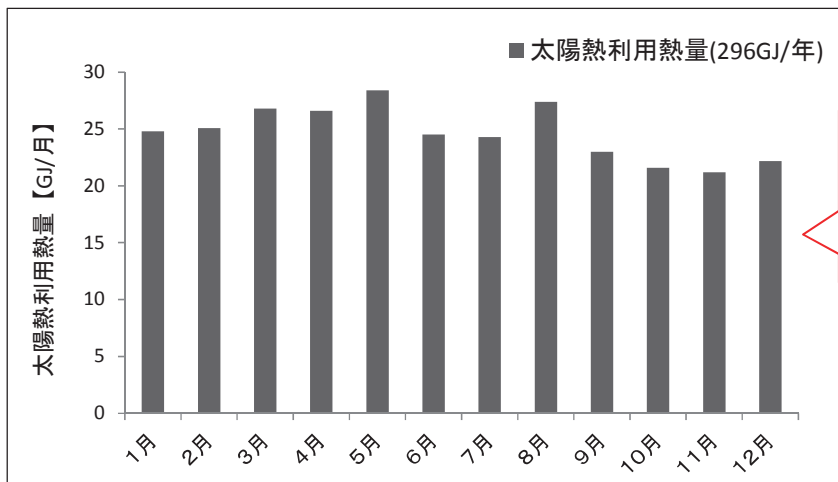
【条件】

地域：東京 設置条件：傾斜角 30°、方位角 0° システム効率：30%

集熱面積：200m²

図 1 より、年間で 296GJ/年の太陽熱利用熱量となる。

負荷、日射量から適切に計算するとともに、根拠を示すこと。



計算に使用した想定稼働データとその根拠資料を提出すること。必要に応じ、期間や時刻別のデータも提出すること。

図 1 月ごとの太陽熱利用熱量

⑩ 太陽熱利用設備の一次エネルギーは、0GJ/年

太陽熱利用設備が停止した場合、蒸気ボイラを稼働させる。

蒸気焚ジェネリンクの温水の COP が 0.8 なので、年間得られる冷熱発生量は、
296GJ/年 × 0.8 = 237GJ/年

この分を補う蒸気量は、蒸気の COP が 1.2 なので、237GJ/年 ÷ 1.2 = 198GJ/年
ゆえに、一次エネルギー使用量は、198GJ/年 ÷ 90%*2 = 220GJ/年

※2 別添のボイラ日誌を参照（フロー図●●中のメーター①で燃料使用量を、メーター②で給水量を計測）

以上

計算に使用したデータが、どの計測器からの数値であるかを明らかにすること。

省エネルギー計算シート

特定設備名称(ハイオガスコージェネレーション)

面的利用システム範囲: 構外

項目		単位	従来方式	補助事業方式		
アウトプット	合計	MWh/年	0	72.0	①	
	発電量	昼間	MWh/年	0	72.0	②
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	0	42.0	③
	夜間	MWh/年	0	0.0	④	
	逆潮流電力	MWh/年	0	7.2	⑤	
	蒸気発生量	GJ/年	0	0	⑥	
	温水発生量	GJ/年	420.9	420.9	⑦	
	冷水発生量	GJ/年	0	0	⑧	
	冷熱発生量	GJ/年	0	0	⑨	
	水素発生量	GJ/年	0	0	⑩	
インプット	合計	MWh/年	72.0	0	⑪	
	電力消費量	昼間	MWh/年	64.8	0	⑫
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	37.8	0	⑬
	夜間	MWh/年	0	0	⑭	
	逆潮流電力	MWh/年	7.2	0	⑮	
	燃料消費量	GJ/年	526.1	0	⑯	
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	1355.5	0	⑰	
省エネルギー量	kL/年	基準	35.0	⑱		
省エネルギー率	%	基準	100.0%	⑲		
費用対効果	kL/億円			#REF!		

逆潮している電力は、この欄に記入すること。

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	温水ボイラー	〇〇社E-987	1	都市ガス13A	温水	625	500	0.80
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

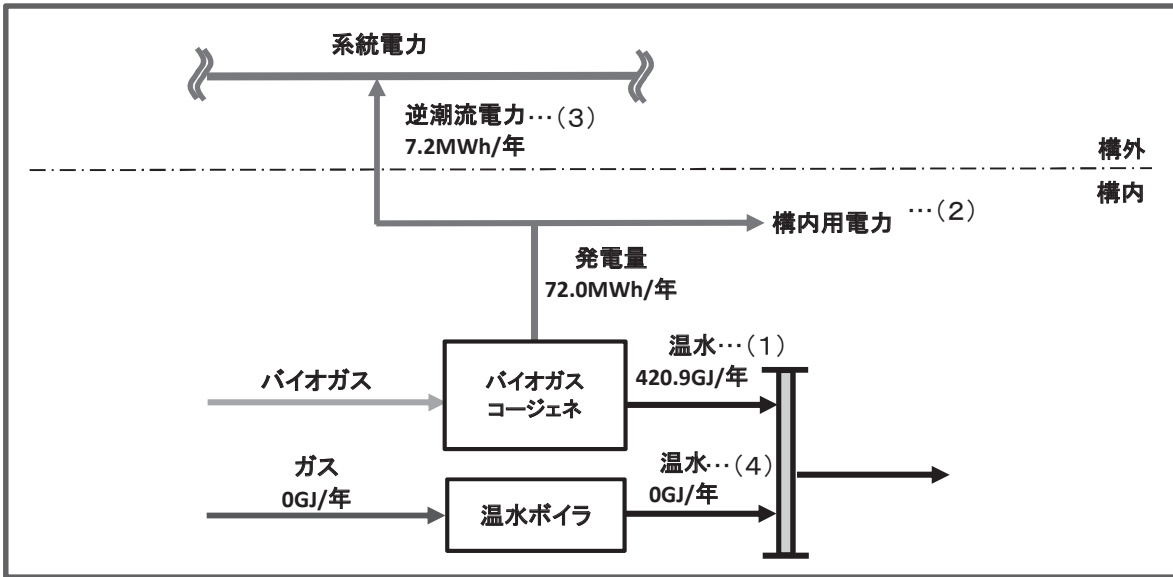
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システムフロー概略図

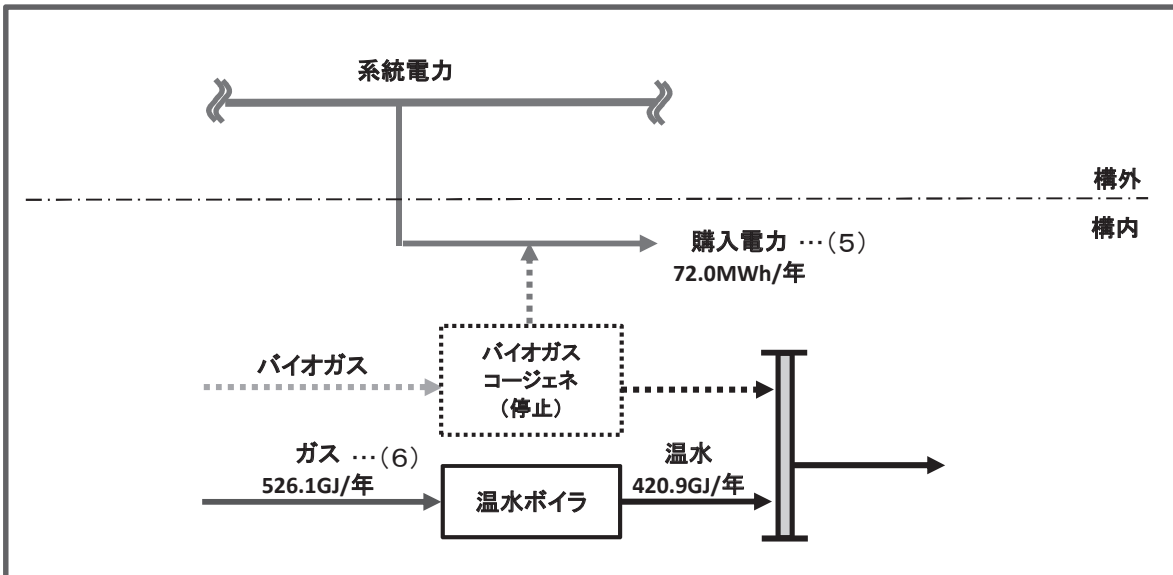
(バイオガスコージェネレーションからの電気と温水を構内で利用。発電電力の一部を系統に逆潮。)

補助事業方式



- (1) バイオガスコージェネレーションが構内に送る温水
- (2) バイオガスコージェネレーションが構内に送る電力
- (3) バイオガスコージェネレーションが系統に逆潮する電力
- (4) 温水ボイラからの温水は、考慮しない

従来方式(補助事業方式において、バイオガスコージェネレーションが停止した際の運用)



- (5) バイオガスコージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (6) バイオガスコージェネレーションが停止した際の、温水ボイラ燃料増加分

計算根拠 (少数点第二位を四捨五入)

- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
- ・原則として、国際単位系 (SI) で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにする。

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

別紙⑨「特定設備の仕様確認書」と値の整合をとること。

- ・バイオガスコージェネレーション×4台

定格出力：25.0kW 温水回収量：40.6kW 燃料種：バイオガス 100%

① $25.0\text{kW}/\text{台} \times 4\text{台} \times 720\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 72.0\text{MWh}/\text{年}$ ※1 表1を参照

② 夜間は発電しないので、①と同値。

③ $25.0\text{kW}/\text{台} \times 4\text{台} \times 420\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 42.0\text{MWh}/\text{年}$

⑦ $40.6\text{kW}\text{台} \times 4\text{台} \times 720\text{h}/\text{年}^{*1} \times 3.6\text{MJ}/\text{kWh} \div 1,000\text{MJ}/\text{GJ} = 420.9\text{GJ}/\text{年}$

⑪ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。値は①と同値。

⑫ $72.0\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ昼間発電量) $- 7.2\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ昼間売電量^{*2})
 $= 64.8\text{MWh}/\text{年}$ ※2 表2参照

⑬ $42.0\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ夏季・冬季昼間発電量) $- 1.8\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ夏季昼間売電量^{*2}) $- 2.4\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ冬季昼間売電量^{*2}) $= 37.8\text{MWh}/\text{年}$

※2 表2参照

⑮ コージェネが停止した場合は、売電分を系統から購入。値は⑤と同値。

⑯ コージェネの燃料消費量は、100%バイオガスなので、0GJ/年

コージェネが停止した場合は、ボイラで温水を発生させるので、

$420.9\text{GJ}/\text{年} \div 80\%^{*3} = 526.1\text{GJ}/\text{年}$ ※3 ボイラ日誌を参照(フロー図●●中のメータ

①で燃料使用量を、メーター②で給水量を計測)

⑰ 従来方式の一次エネルギー消費量は、

$(64.8 - 37.8)\text{MWh}/\text{年} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} + 37.8\text{MWh}/\text{年} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} \times 1.3 + 7 \times 9.76$

$\text{GJ}/\text{MWh} + 526.1\text{GJ} = 1353.5\text{GJ}/\text{年}$

計算に使用した想定稼働データとその根拠資料を提出すること。
 必要に応じ、期間や時刻別のデータも提出すること。

計算に使用したデータが、どの計測器からの数値であるかを明らかにすること。

表1 特定設備稼働時間

	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	180	0
冬季	240	0
その他	300	0
合計	720	0

表2 特定設備の発電量及び売電量

	発電量 (MWh/年)		売電量 (MWh/年)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
夏季	18.0	0	1.8	0
冬季	24.0	0	2.4	0
その他	30.0	0	3.0	0
合計	72.0	0	7.2	0

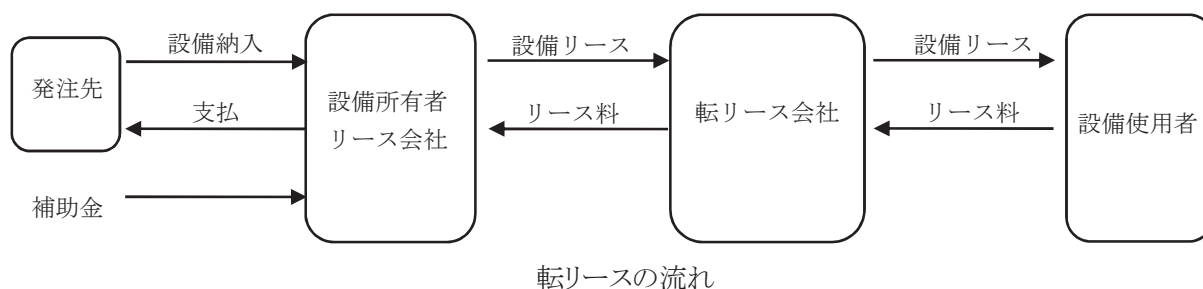
以上

各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

① 転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

② リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

⑥ 各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

③ 交付申請書(様式第2)「3. 実施体制」に3者の関係と役割 分担を記載してください。

④ 交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付してください。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

※ 交付申請書に添付する資料は案で可

⑤ 事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主(設備所有者=リース会社)に使用料を支払う方式を指します。

(2) リースバックの流れ

① 設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。

② 設備使用者は、リース会社に設備を売却します。

③リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

①リースバックを利用する場合は、事前にセンターに内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。

②補助金は、共同申請者のうちリース会社（設備の所有者）に支払われます。

③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。

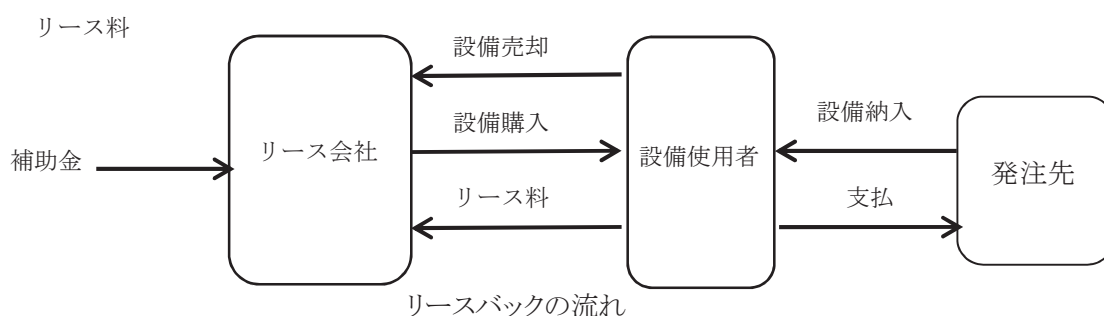
④(様式第1)「3. 補助事業の推進体制」・「12. その他特記事項」に3者の関係と役割 分担を記載してください。

⑤事業の完了は、事業者間の売買（所有権の移動）がなされた日とします。

⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書（発注書、発注請書）、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇔ 設備使用者

設備使用者 ⇔ 発注先



3. コストオン契約

(1) コストオン契約とは

コストオン契約とは、発注者が予め専門工事会社（サブコン）を指定し工事金額を決定の上、専門工事を統括する元請会社（ゼネコン）とその統括管理費用を上乗せした工事請負契約を締結する契約方式を指します。専門工事会社、発注者、発注者が選定した元請会社とのコストオン契約を締結するとともに、同契約に基づき、元請会社と専門工事会社で下請工事契約を締結します。

(2) コストオン契約の要件

- ・事前に申請者から発注先選定理由書およびセンターの確認が必須となります。
- ・特例として承認するため、適切な理由が必要です。

(3) コストオン契約の流れ

- ①申請者が全体工事を発注するゼネコンを決定します。
- ②申請者が、サブコンに見積依頼し、相見積もりを行います。
- ③申請者がサブコンを選定します（工事金額 X）。
- ④申請者、ゼネコン、サブコンでコストオン契約を締結します。
- ⑤ゼネコン、申請者間で工事契約を締結します。

(CGS の工事金額は $X+Y$ 、 Y はゼネコンの管理費)。

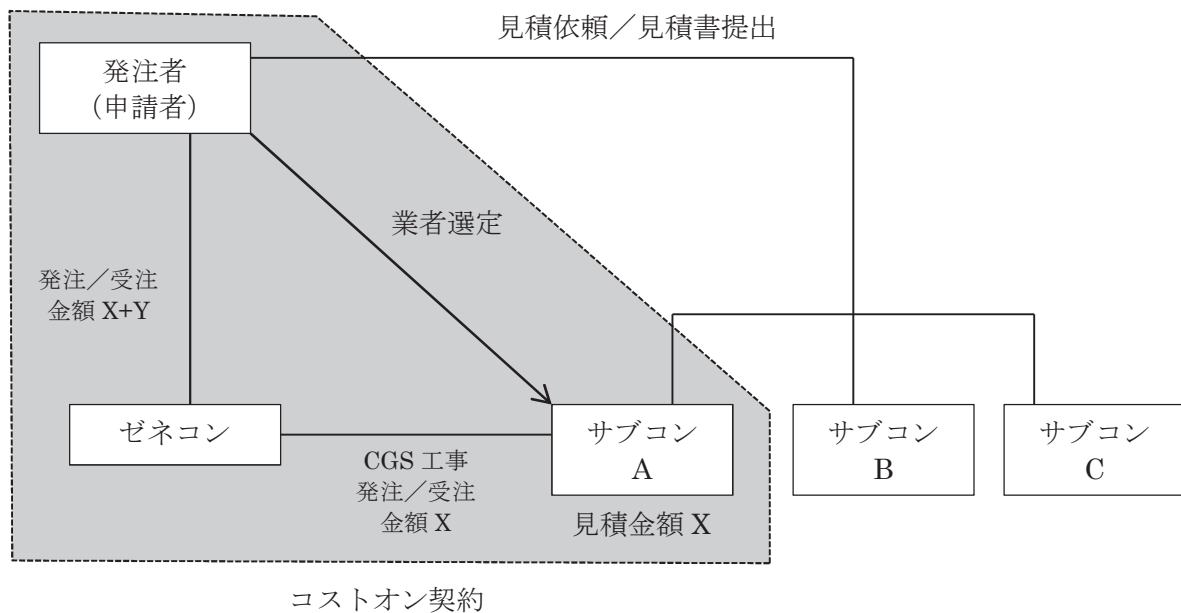
- ⑥ゼネコン・サブコン間で CGS 工事契約を締結します (金額 X)。
- ⑦サブコンはゼネコンに工事完了報告及び請求を行います (金額 X)。
- ⑧ゼネコンはサブコンの工事を検収後、申請者に工事完了報告及び請求を行います (金額 $X+Y$)。
- ⑨申請者はゼネコンからの請求に基づき、工事金額 $X+Y$ を支払います。
- ⑩ゼネコンはサブコンに工事金額 X を支払います。
- ⑪補助事業の開始は、申請者とゼネコンとの契約締結日とし、事業の完了日は申請者がゼネコンへ経費の支払いが完了した日とします。
- ⑫実績報告書には、コストオン契約書および以下の間で取り交わされた契約書 (発注書、発注請書)、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

設備所有者 ⇔ ゼネコン

ゼネコン ⇔ サブコン

(4) コストオン契約の承認

- ・事前に申請者から発注選定理由書の提出およびセンターの了解を得る必要があります。
- ・新築工事等でやむをえず本方式を取る必要がある場合を除いては、競争入札 (又は三社以上の相見積) を実施してください。



(5) 補助対象経費

ゼネコンの管理費 Y は、補助対象外となります。補助対象経費は、サブコンの工事金額 X のうち、補助対象と認められる部分のみとなります。

(別紙⑦-1)

(様式第1)

受理番号 (センターで記入)							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 広瀬 道明 殿

法人にあつては、法人登録印を押印してください。
共同申請の場合、連名として下さい。

申請者 住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 (モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付申請書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 (モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号)、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金交付要綱及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙の通り)

7. 同上の金額の算出基礎

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

P. 59別紙⑬ 申請金額整理表を添付してくだされば結構です。

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	費目	内容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象経 費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費					
	工事費					
	諸経費					
合計						

(注1) 本文別表1の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示して下さい。

(注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注4) 補助率には、1/2（民間団体等）2/3（地方公共団体及び地方公共団体と共同実施する民間団体等）のいずれかを記載してください。

(注5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

(別紙⑦-2)

(様式第2)

受理番号 (センターで記入)							

法人にあつては、法人登録印を押印してください。
共同申請の場合、連名として下さい。

申請者 住 所
氏 名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の目的

(イ) 目的

(ロ) 実施場所 (住所及び事業所名)

(2) 補助事業の概要

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 事業の実施方法

* 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。

* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。

(2) 事業実施工程表

<平成 年度>

実施項目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注) 上記の表に実施項目を記載し、矢印等で全体の実施スケジュールを示してください。

(3) 事業実績、業務遂行能力

*類似事業の実績として、事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）を記載すること

*国等からの補助金の受け入れ、委託契約の受託等の実績

*経理責任者、事務管理責任者等の氏名、所属等を記載

3. 実施体制

(1) 実施体制図

(2) 実施体制

*実施責任者略歴、研究員・実施者の氏名、所属、役職、業務内容を記載

4. 補助対象経費の算出根拠

*事業費について記載

*事業費は、予定されている契約等の単位で記載（見積書、定価表、カタログ等を添付）

*消耗品費、旅費、補助人件費、賃借料等その他経費は詳細に記載

5. 補助事業者の概要

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入

社名			
代表者 役職・氏名			
連絡先	Tel:	Fax:	
	E-mail:		
本社所在地			
設立年月日	年 月 日	決算月	
資本金	千円	従業員数	

事業内容		
主な出資者 (出資比率)	〇〇〇 (株) (60%) (株) ▽□〇 (30%) (株) □〇〇 (10%)	

(作成責任者役職・氏名： 〇〇事業部長 〇〇 〇〇 印)

※印については私印で可。

以下に代表者を含めた役員全員を記載してください

シメイ	氏名	生年月日				性別	所属	役職名
		和暦	年	月	日			
(例) ケイアイタウ	経済 太郎	S	35	01	01	M	(株)経済産業	代表取締役社長

(注1) 記載しきれない時は、適宜追加して記載してください。

(注2) 氏名カナは、半角、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

(注3) 氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

(注4) 生年月日は、大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角で記載してください。

(注5) 性別は、半角とし、男性はM、女性はFとしてください。

(注6) 外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載してください。

6. 添付書類

* 上記の他、必要な書類があれば添付すること

(別紙⑧)

設置先及び使用先表

エネルギー供給設備の設置先

法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	
法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

エネルギーの使用先

法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	
法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

(別紙⑨)

補助金交付番号							

(左は、申請時は空欄とすること)

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
 (モデル事業構築のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)
 特定設備の仕様確認表

(1) 特定設備(申請値)

設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	仕様値		
					消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
太陽光発電設備	〇〇社 A-111	1	太陽光	電気	0	130	—
ガスエンジン発電機	△△社 B-222	1	都市ガス13A	電気	900	370	0.41
同上				温水		270	0.3
ターボ冷凍機 (温度差エネルギー利用)	未定の場合 は空欄	1	電力	冷水	500	3000	6
雪氷熱利用冷水発生装置	□□社 D-444	1	雪氷熱	冷水	0	100	
蒸気炊吸収冷凍機	××社 E-555	1	排熱蒸気	冷水	1000	1200	1.2

【下表は、申請時は空欄とすること】

(2) 特定設備(実績値)

設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	仕様値			
				燃料 消費量 (kW)	消費量 (kW)	廃熱 回収量 (kW)	発電 効率 (%)

- ※ 導入する特定設備が多数の場合は、記入枠を増やして全数記入すること。
- ※ 導入する特定設備が要件を満たしているか判断できる仕様書(カタログ等)を添付すること。

(別紙⑩)

補助金交付番号						

(左は、申請時は空欄とすること)

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
(モデル事業構築のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)
発注計画書

No	年 月 日	発 注 計 画
1	平成〇年〇月〇日	概算見積依頼 (〇〇(株))
2	平成〇年〇月〇日	概算見積回答 (〇〇(株) : 〇〇, 〇〇〇円)
3	平成〇年〇月〇日	実施見積依頼 (〇〇(株)、 (株)△△、 □□(株))
4	平成〇年〇月〇日	実施見積回答 (〇〇(株) : 〇〇, 〇〇〇円)
5	平成〇年〇月〇日	実施見積回答 ((株)△△ : 〇〇, 〇〇〇円)
6	平成〇年〇月〇日	実施見積回答 (□□(株) : 〇〇, 〇〇〇円)
7	平成〇年〇月〇日	契約締結 (〇〇(株) : 〇〇, 〇〇〇円)
8	平成〇年〇月〇日	中間報告
9	平成〇年〇月〇日	納品
10	平成〇年〇月〇日	検収
11	平成〇年〇月〇日	請求
12	平成〇年〇月〇日	支払い完了
13	平成〇年〇月〇日	実績報告
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書 (記入例)

虎ノ門ホテル株式会社
施設部

霞ヶ関 一男 印

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成してください。

担当者印で可

見積件名	コージェネレーション設備新設工事	
納入場所	虎ノ門ホテル株式会社	
工期	平成27年11月30日～平成28年1月10日	
見積書提出期限	平成27年5月27日	
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し

見積条件

(例)

- 見積項目は、下記①～④の経費に分類する事。
 - 一式で50万円以上の場合、見積項目の内訳を記載すること(単体で50万円以上の機器除く)
 - 値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。
- ※詳細は、引き合い仕様書、図面を参照願います。

引き合い仕様書、図面の添付状況等により、記載内容を変更・削除してください。

- ① 設計費 コージェネレーション設備新設工事に伴う設計費用
- ② 設備費 ガスエンジン〇kW 発電効率〇% (詳細は別紙見積仕様書参照)
- ③ 工事費 機器の運搬、搬入、据え付け、各種配管、電気工事に必要な費用
- ④ 諸経費 交通費、安全対策費、一般管理費

依頼書は、事業者所定の書式でも可とします。
ただし、依頼書への記載内容は、センターと同等以上であること。

(別紙⑫)

見積番号: ○○○○○○○○
平成○○年○○月○○日

御見積書

宛先 _____
 件名 _____
 引渡場所 _____
 納期 _____
 見積有効期限 _____
 支払い条件 _____

会社名
住所

TEL:
FAX:

--	--	--

見積金額

(上記金額に消費税は含みません。)

番号	品名	数量	単位	単価	金額
1	設計費				2,000,000
1-1	補助対象				1,500,000
	(1)○○○	10	枚(A3)	100,000	1,000,000
	(2)△△△	5	枚(A3)	100,000	500,000
1-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
2	設備費				
2-1	補助対象				
	(1)×××				
	(2)□□□				
				
2-1-2	補助対象外				
	(1)+++				
				
3	工事費				
3-1	補助対象				
	(1)×××				
	(2)□□□				
				
3-2	補助対象外				
	(1)+++				
	(2)▽▽▽				
				
4	諸経費				
4-1	補助対象				
	(1)×××				
	(2)□□□				
				
4-2	補助対象外				
	(1)+++				
	(2)▽▽▽				
				
				小計	
				消費税	

(別紙⑬)

補助金申請番号

(左は、申請時は空欄とすること)

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー一面の利用等推進事業費補助金
(モデル事業構築のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)
申請金額整理表

1. 全体計画

見積り件名	補助事業に要する経費				補助対象経費			
	設計費	設備費	工事費	諸経費	設計費	設備費	工事費	諸経費
合計								

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

平成27年〇月〇日

発注先選定理由書（記入例）

所属長印

申請者	〇〇〇株式会社△△△部 □□ □□ 印
見積件名	〇〇〇工事
発注予定先	□□社
提出理由	<ul style="list-style-type: none">・ 随意契約の予定・ 2社だけの相見積である・ 発注予定先が最も安価な見積業者ではない・ その他（ ）
選定理由	
<p>(注)センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。</p> <p><u>合理的理由として原則認められない例</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 導入したい設備の代理店なので・ メーカーに直接見積を取るのが最も安価・ 構内業者だから・ 施工の信頼性が高いから・ 対応が早いから	

別紙⑮

共同申請における見積依頼から領収書発行までの役割分担

書類等	発行者※	受取者※	書類等の発行、受取が設備所有者と発注先（候補）とで交わされない場合、その理由※ ※ 根拠となる契約書を添付すること。
見積依頼書			
見積書			
見積書			
注文書			
注文請書			
物件受領書			
納品書			
受領書（横収書）			
請求書			
支払い行為			
領収書			

※ 発注先（候補）が複数ある場合は、「発注先」と一括で記載してもよい。

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について（記入例）

申請者が複数の場合、下記を参考に記入してください。
提出にあたっては別紙「申請書ファイリング例」を参照し、
他の添付書類とともにファイリングの上、提出してください。

合 計

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	1,200,000 円	1,200,000 円	1/2	600,000 円
II. 設備費	7,000,000 円	6,000,000 円	1/2	3,000,000 円
III. 工事費	3,500,000 円	3,400,000 円	1/2	1,700,000 円
IV. 諸経費	500,000 円	500,000 円	1/2	250,000 円
合 計	12,200,000 円	11,100,000 円		5,550,000 円

〇〇〇〇株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	1,200,000 円	1,200,000 円	1/2	600,000 円
II. 設備費	7,000,000 円	6,000,000 円	1/2	3,000,000 円
III. 工事費	0 円	0 円	1/2	0 円
IV. 諸経費	0 円	0 円	1/2	0 円
合 計	8,200,000 円	7,200,000 円		3,600,000 円

※「補助対象経費」×「補助率」の金額
を記入してください。
但し、I. II. III. IV. の各区分毎に1円未満
は切り捨ててください。

△△△△株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	0 円	0 円	1/2	0 円
II. 設備費	0 円	0 円	1/2	0 円
III. 工事費	3,500,000 円	3,400,000 円	1/2	1,700,000 円
IV. 諸経費	500,000 円	500,000 円	1/2	250,000 円
合 計	4,000,000 円	3,900,000 円		1,950,000 円

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入して
ください。合計の各区分の経費が上記※の原則に
合うよう申請者間で1円単位の切捨て切上げは調
整してください。

※ 金額に消費税等は含まないこと。

申請者別の資金調達計画について（記入例）

申請者が複数の場合、下記を参考に記入してください。
提出にあたっては別紙「申請書ファイリング例」を参照し、
他の添付書類とともにファイリングの上、提出してください。

合 計

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	5,550,000 円	6,650,000 円	0 円	12,200,000 円

〇〇〇〇株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	3,600,000 円	4,600,000 円	0 円	8,200,000 円

△△△△株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	1,950,000 円	2,050,000 円	0 円	4,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑱)

補助金交付番号					

届出日(記入日)		
平成		
	年	月 日

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)
変更届出書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業に変更がありましたので、下記の通り、届出をします。

記

1. 補助事業者

(フリガナ)		印
法人名		
(フリガナ)		
代表者名		
役職		
住所	()	

2. 変更の内容

① 変更事項:
② 変更前と変更後の内容 変更前 変更後
③ 変更年月日 平成 年 月 日
④ 変更の理由

(別紙⑩)

補助金交付番号					

申請日(記入日)			
平成			
	年	月	日

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)
事業概要書

1. 補助事業者 (共同申請者も含む)

--

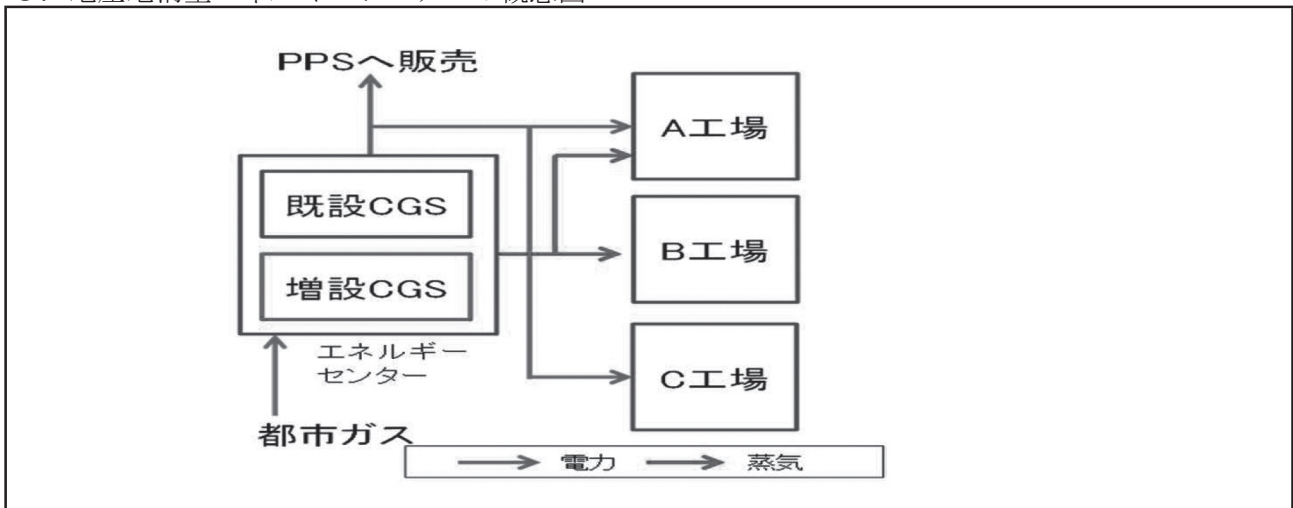
2. 補助事業名

--

例)

- ・学校キャンパスでの電気と熱の面的利用
- ・工業団地での電気と蒸気の面的利用
- ・特定電気事業での電気の面的融通
- ・逆潮による電気の面的利用

3. 地産地消型エネルギーシステムの概念図



① 再生可能エネルギー等の省エネルギー量	120	kL
② 補助対象経費	200,000,000	円
③ 費用対効果(①÷②)	60	kL/億円

4. 評価項目に対するPRポイント (自由記入)

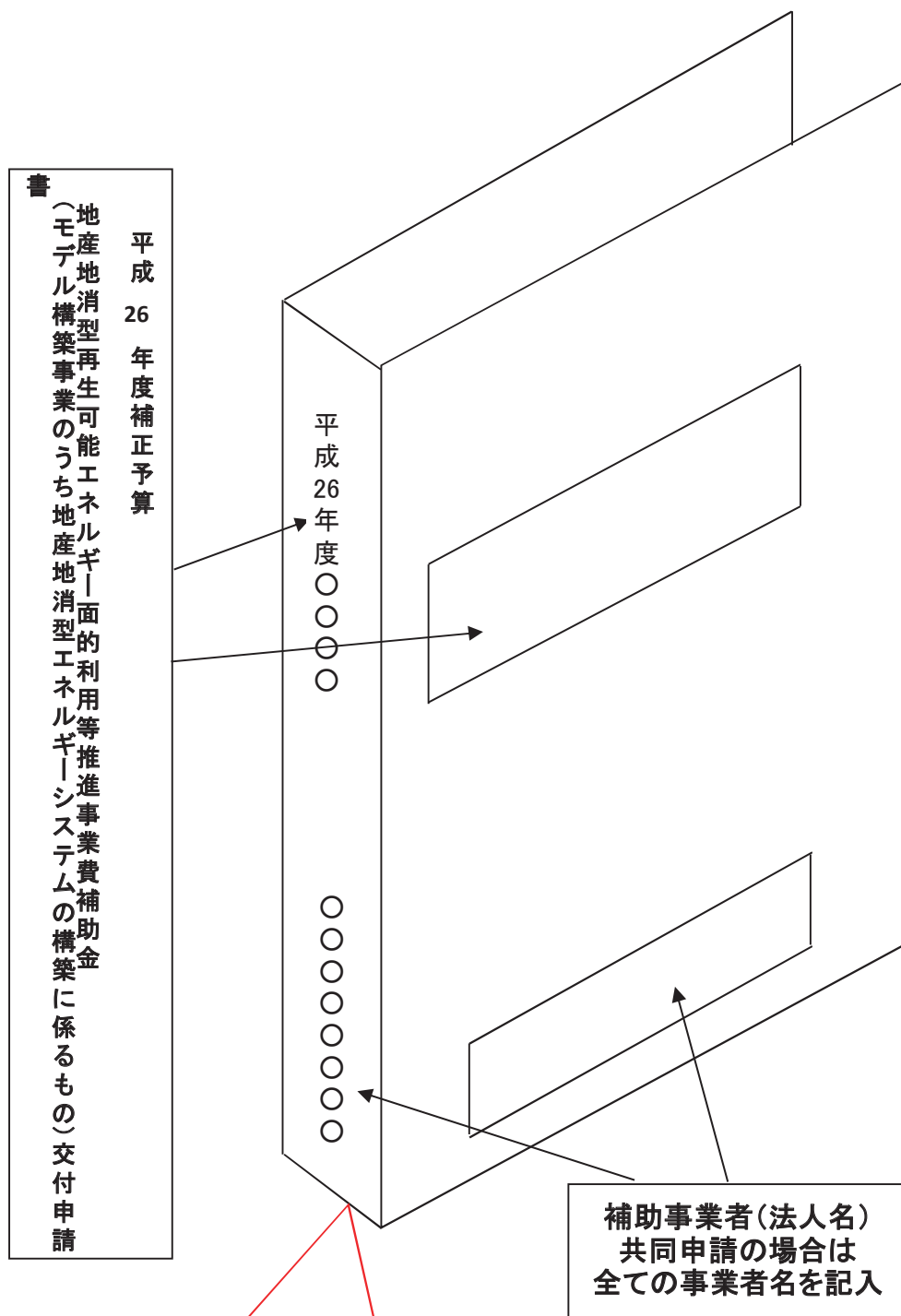
再生可能エネルギー、面的利用、環境性、経済性、発展性、先導性、事業確実性等のキーワードを使用すること。

可能な限り数値も交えるなど、具体的な標記をお願いします。

例)

- ・従来方式では〇〇という課題があったが、今回〇〇を採用し、〇〇について重点的に改善した結果、〇〇(数値でも良い)の環境性効果が得られた。
- ・今回〇〇市の協力で、従来〇〇の期間が必要であったものが〇〇で済み、〇〇%のコストダウンを達成した。

◇ 交付申請書ファイリング例



- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのファイル)が好ましい
- * 追加資料添付を考えて幅に余裕が有るファイルを選定
- * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない

◇ 交付申請書ファイリング例

交付申請書・添付リスト及び内訳

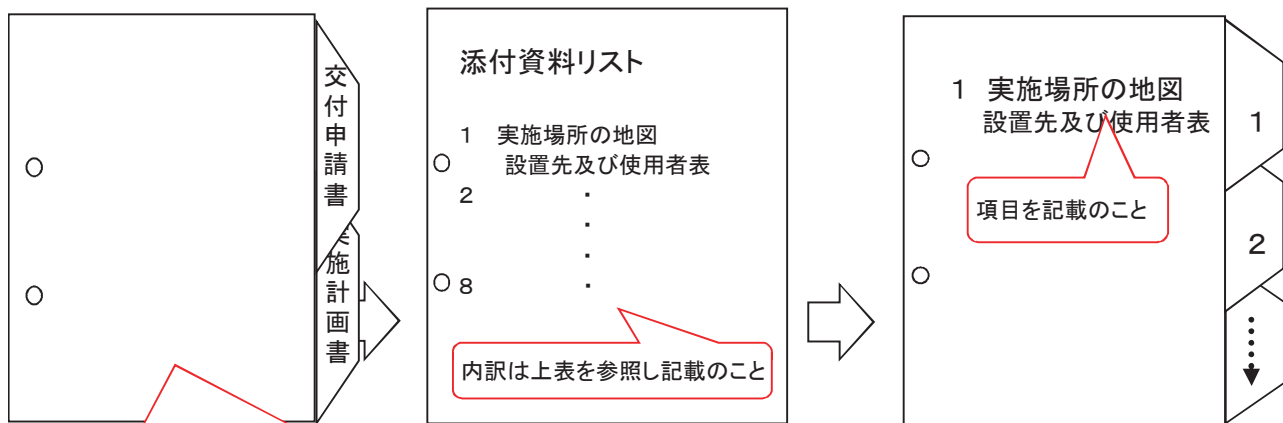
交付申請書(様式第1)	
実施計画書(様式第2)	
添付N	項目事項
1	実施場所の地図、設置先及び使用者表
2	地産地消型エネルギーシステム全体のシステムフロー図、配置図、配管図 新たに導入する設備に関するシステムフロー図、配置図、配管図、基礎図
3	地産地消型エネルギーシステム全体を構成する主な設備の仕様概要 新たに導入する再生可能エネルギー設備、発電設備、熱源設備の仕様詳細 特定設備の仕様確認表
4	特定設備や補助対象設備に係る単線結線図、配線図
5	省エネルギー計算シート 計算に使用した機器性能の根拠資料(仕様書・技術資料等) 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠資料 計算に使用した各設備の想定稼働データとその根拠資料 設置した計測器おデータからの省エネルギー量の算出方法
6	発注計画書、事業概要書、実施のための手続き状況
7	申請金額整理表、見積依頼書の写し、見積書の写し
8	会社概要(会社、事業所のパンフレット)、会社の定款 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し(発行日が申請日から3ヵ月以内のもの)

※以下は該当する場合に添付

9	<共同申請の場合> 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(P.62 別紙⑩参照)、 申請者別の資金調達計画について(P.63 別紙⑪参照) 共同申請における見積依頼書から領収書発行までの役割分担とその根拠資料(P.61 別紙⑨参照)
10	リース・シェアードESCO・エネルギーサービス・賃貸借等に関する契約書(案可)の写し、 料金計算書等 電力・熱の受給契約書(案可)の写し、料金計算書等
11	支払委託契約書(案可)の写し
12	発注先選定理由書
13	業務委託契約書(案可)の写し、説明書類

* 添付書類の詳細については「公募説明会資料」の P.17 ~ P.20を参照

* 複数設備導入の場合、必要に応じて中仕切りを挿入して整理すること



* 各書類(補助金交付申請書含む)は、2穴綴じとすること。
原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しないこと。

以下、2、3、4、...と続く。
(1の要領に準ずる)

型地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)

交 付 規 程

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付規程

(適用範囲)

第1条 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金交付要綱(20150212 財資第3号。以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、交付要綱第23条の規定に基づき、一般社団法人都市ガス振興センター(以下「センター」という。)が行う地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)(以下「補助事業」という。)に係る補助金の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

第3条 センターは、補助事業を行う民間団体等又は地方公共団体と共同実施する民間団体等(民間会社を主提案法人(幹事法人)とする場合に限る)(以下「補助事業者」という。)が策定した実施計画書が、別記の要件を満たしていると認められる場合に、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表1に掲げる補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「事業者」という。)は、様式第1による補助金交付申請書に様式第2による実施計画書及びセンターが定める書類を添えて、センターに提出しなければならない。

2 センターは、事業者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定と通知)

第5条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行う。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 センターは、前項の決定を行った際には、様式第3による交付決定通知書により事業者へ通知するとともに、通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 センターは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 センターは、補助金の交付が適当でないときとは理由を付して、その旨を事業者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 センターは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付することができるものとする。

(1) 補助事業者が委託先、外注先が存在する場合は、補助事業者は、それらの業務進捗状況を管理するとともに業務実績(経理等を含む)の取りまとめを行うこと。

(2) 補助事業者は、適正化法、施行令、交付要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(3) 補助事業者は、センターが第13条の規定による補助事業に係る状況の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、センターの指示に従うこと。

(4) 補助事業者は、補助事業終了後、センターの指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、センター及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 センターは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 センターは、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

4 センターは、第1項の承認に際して、予め経済産業省と協議を行うものとする。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする

する場合は、実施に関する契約を締結し、センターに届けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 センターが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに様式7-1による状況報告書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、毎月センターに様式第7-2による月次報告書を提出しなければならない。

3 センターは、前2項の報告に関し、必要があれば補助事業者にヒアリング調査を実施するものとする。

(補助事業の承継)

第14条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月4日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書に、センターが定める書類を添えて、センターに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末までに、様式第10による補助事業年度末実績報告書をセンターに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

- 3 センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、15日以内の期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 センターは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 センターは、補助事業者が、返還すべき補助金を前項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算払請求書をセンターに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第16条第5項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 センターは、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。
- (1) 補助事業者が、法令又は本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- (5) 補助事業者が、別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
 - 3 センターは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
 - 4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 第1項第4号に規定する場合であつて、第4項の規定に基づく補助金の返還については、第16条第4項から第5項までの規定を準用する。

(加算金の計算)

- 第20条 センターは、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第21条 センターは、第16条第5項の規定によって延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第14による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4項及び第5項の規定に基づきセンターが処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(評価委員会)

第24条 センターは、有識者から構成される委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

- 2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行なうとともに以後の業務に反映させるものとする。
- 3 補助事業者は、評価委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別表2の記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(現地調査等)

第26条 経済産業省又はセンターが必要と認めるときは、経済産業省職員又はセンター職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

い。

(その他の必要な事項)

第27条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

この規程は、平成27年3月13日から施行する。

(別記)

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)

実施計画書の要件

- (1) 再生可能エネルギー等を利用し、一定規模のコミュニティの中で電気または熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの利用を行うもの、または将来的な地産地消エネルギーシステムの構築に資する先端的な技術等を含んだ新規性を有する実証を行うものであること。
- (2) 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での地産地消型エネルギーシステムの展開に資するものであること。
- (3) 共同補助事業者は、補助事業に対して費用負担するものであること。(地方公共団体を除く)
- (4) 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (5) 補助金対象経費に、国からの補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業ではないこと(法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。)
- (6) 補助対象期間を超えて、自らの費用負担により補助対象施設を使用しデータ取得等を行う計画を有しているときは、その計画も実施計画書に記載すること。

別表 1

補 助 事 業				
補助対象 経費の区分	費目	内容	補助率	1 補助事業当 たりの補助金 の上限額
事業費	設計費	・ 本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費	1/2 以内 (民間団体等) 2/3 以内 (地方公共団体と 共同実施する民間 団体等)	10 億円
	設備費	・ 本事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、エネルギーマネジメントシステム、配管・配線類及びこれらに付随する設備の導入に要する経費。 ・ 補助対象となる設備が発生する電気や熱等を貯蔵及び変換する設備及び計測機器、データ記録及び集計のための機器に要する経費		
	工事費	・ 本事業に必要な工事に要する経費。 ・ 本事業に必要な付帯工事に要する費用。 ・ 本事業のために必要な系統連系に要する経費		
	諸経費	・ 本事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金（電力、ガス、水道等）、管理費（旅費、会議費等））		

別表 2

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

受理番号 (センターで記入)							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付申請書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金交付要綱及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(別紙の通り)
7. 同上の金額の算出基礎

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	費目	内 容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象経 費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費					
	工事費					
	諸経費					
合 計						

(注1) 本文別表1の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示して下さい。

(注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注4) 補助率には、1/2（民間団体等）2/3（地方公共団体と共同実施する民間団体等）のいずれかを記載してください。

(注5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

(様式第2)

受理番号 (センターで記入)							

申請者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名 印

実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の目的

(イ) 目的

(ロ) 実施場所 (住所及び事業所名)

(2) 補助事業の概要

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 事業の実施方法

*事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。

*本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。

(2) 事業実施工程表

<平成 年度>

実施項目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注)上記の表に実施項目を記載し、矢印等で全体の実施スケジュールを示してください。

(3) 事業実績、業務遂行能力

*類似事業の実績として、事業名、事業概要、実施年度、発注者等 (自主事業の場合はその旨) を記載すること

* 国等からの補助金の受け入れ、委託契約の受託等の実績

* 経理責任者、事務管理責任者等の氏名、所属等を記載

3. 実施体制

(1) 実施体制図

(2) 実施体制

* 実施責任者略歴、研究員・実施者の氏名、所属、役職、業務内容を記載

4. 補助対象経費の算出根拠

* 事業費について記載

* 事業費は、予定されている契約等の単位で記載（見積書、定価表、カタログ等を添付）

* 消耗品費、旅費、補助人件費、賃借料等その他経費は詳細に記載

5. 補助事業者の概要

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入

社名			
代表者 役職・氏名			
連絡先	Tel:	Fax:	
	E-mail:		
本社所在地			
設立年月日	年 月 日	決算月	
資本金	千円	従業員数	
事業内容			
主な出資者 (出資比率)	〇〇〇 (株) (60%) (株) ▽□〇 (30%)		

	(株) □○○ (10%)	
--	---------------	--

(作成責任者役職・氏名： ○○事業部長 ○○ ○○ 印)

※印については私印で可。

以下に代表者を含めた役員全員を記載してください

シメイ	氏名	生年月日				性別	所属	役職名
		和暦	年	月	日			
(例) ケイザイ タロウ	経済 太郎	S	35	01	01	M	(株)経済産業	代表取締役社長

(注1) 記載しきれない時は、適宜追加して記載してください。

(注2) 氏名カナは、半角、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

(注3) 氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

(注4) 生年月日は、大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角で記載してください。

(注5) 性別は、半角とし、男性はM、女性はFとしてください。

(注6) 外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載してください。

6. 添付書類

* 上記の他、必要な書類があれば添付すること

(様式第3)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

一般社団法人都市ガス振興センター
会長

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 (モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築取組に係るもの) については、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 (モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付規程第5条第2項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 (モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付申請書 (以下「交付申請書」という。) 記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

当該案件の補助金交付番号は、です。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金交付要綱及び地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程の定めるところに従わなければならない。

5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第4)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの) 交付規程第7条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由
2. 取下げようとする交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費 円
 - (2) 補助金の額 円

(様式第5)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）計画変更（等）
承認申請書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第9条第1項の規程に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第6)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）事故報告書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第12条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第7-1)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）状況報告書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第7-2)

補助金交付番号							

年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
業務管理者 御中

株式会社〇〇〇〇〇
実施責任者〇〇 〇〇印

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
(モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの)

平成 年 月分 月次報告書

1.当月の実施報告

【当月の実施内容】委員会の開催、設備の導入、出張等の特記事項も記載する。

※委員会議事録、出張報告書等について別途提出をお願いする場合があります。

- 項目①
- ・
- 項目②
- ・
- 項目③
- ・

提案書の項目のうち、進捗があった項目
について、当月の進捗を記載

【来月の実施予定】

- 項目①
- ・
- 項目②
- ・
- 項目③
- ・

【進捗状況】

項 目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

-----▶ 予定
————▶ 実績

2.事業進捗における課題と対応策

〈課題①〉 ○○○○○○

〈対応策〉 △△△△△△

〈課題②〉 ○○○○○○

〈対応策〉 △△△△△△

3.経費発生状況

発注金額ベースで本年度予算に対して進捗率（概略）を記載願います。

※以下記載例

申請補助費総額： 千円

単位：千円

平成 年度	進 捗 率 (%)									
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
事業費										
発注金額/ 申請補助費 (例) 5,000 千円 /10,000 千円	(例) 50%									

*上段に発注金額、下段に申請補助費を記載願います。

【発注品目】

〈発注品目①〉 (発注内容、発注金額等)

〈発注品目②〉 (発注内容、発注金額等)

4.備考

その他報告事項を記載願います。

※本フォーマットを参考に2枚程度で作成下さい。

本月次報告は、翌月10日までにメール (●●●@●●●iae.or.jp) にご提出下さい。

(様式第8)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）承継承認申請書

平成 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第14条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
6. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第9)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）実績報告書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算
収支明細表

(単位：円)

	交付決定額		実績額		
	補助事業に要する費用	補助金額	補助事業に要した費用	補助率	補助金額
事業費					

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第22条第3項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第10)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）
平成 年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた上記補助金に係る補助事業について、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
4. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日
5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日
6. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表（別紙）

7. 補助事業を期日までに終了しなかった理由

(様式第11)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）精算払請求書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第12)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター
会長 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程（以下「交付規程」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付規程第16条第1項による額の確定額） 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 補助金返還相当額（上記3-2） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第13)

補助金交付番号							

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、機械、器具、備品およびその他の財産とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場

合は分割して記載すること。

4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第14)

補助金交付番号							

取得財産等管理明細表 (平成 年度)

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築）交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、機械、器具、備品およびその他の財産とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第15)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人都市ガス振興センター会長
補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金財産処分承認
申請書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの）交付規程第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由